

(仮称) 綾瀬市総合教育支援センター整備基本構想

令和6年3月

綾瀬市教育委員会

第1章 基本構想の策定にあたって

1	基本構想策定の趣旨	5
2	綾瀬市の教育的支援と青少年への支援について	6
3	支援を必要とする児童・生徒等の現状と課題	7
	(1) 不登校の児童・生徒	
	(2) 特別支援学級やことばの教室（言語通級指導教室）に在籍する児童・生徒	
	(3) 国際教室や外国につながるのある児童・生徒	
	(4) 義務教育修了後の青少年・ひきこもり	
	(5) 教育相談事業	
4	児童・生徒数及び支援を必要とする児童・生徒等の将来推計	18
	(1) 不登校の児童・生徒	
	(2) 特別支援学級やことばの教室（言語通級指導教室）に在籍する児童・生徒	
	(3) 日本語指導が必要な児童・生徒	
	(4) 青少年相談室の相談件数	
5	課題のまとめ	24

第2章 基本構想

1	(仮称)綾瀬市総合教育支援センターの基本的な考え方	25
2	支援事業・業務	26
	(1) 導入機能	
	(2) 業務内容	
	(3) 相談対応	
	(4) 人員構成	
	(5) 関連機関との連携推進	
3	整備方針	30
	(1) 機能別の想定規模	
	(2) 検討候補地	
	(3) 整備の際の留意点	
	(4) 条件整理	
4	モデルプラン	36
	(1) 建物配置とゾーニング案	
	(2) 管理運営プラン	
	(3) 概算コスト	
5	今後に向けて	41
	(1) スケジュール	

資 料

(仮称)綾瀬市総合教育支援センター整備基本構想検討委員会設置要綱	43
(仮称)綾瀬市総合教育支援センター整備基本構想検討委員会委員名簿	45
(仮称)綾瀬市総合教育支援センター整備基本構想検討委員会審議経過	46

第1章 基本構想の策定にあたって

1 基本構想策定の趣旨

平成29年告示の小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領では、障がいのある児童・生徒などへの指導、海外から帰国した児童・生徒などの学校生活への適応や日本語の習得に困難のある児童・生徒に対する日本語指導、不登校児童・生徒への配慮など特別な配慮を要する児童・生徒への指導について、その充実を図ることが示されました。

特別な配慮を必要とする児童・生徒への支援には、学校外の関係機関やスクールカウンセラー等の専門職等による支援や連携・協働が必要であり、複雑化・多様化する児童・生徒の課題に対応するためには、個々の課題別の支援ではなく、こうした課題を総合的に支援することが重要となります。

本市においても、在籍児童・生徒に占める不登校児童・生徒数の割合・人数が、令和2年度は2.2%で155人（全国平均は2.1%）、令和3年度は2.9%で201人（全国平均は2.6%）、令和4年度は3.6%で248人（全国平均は3.2%）となり、増加傾向が続いているほか、特別支援学級在籍児童・生徒、ことばの教室に通級している児童・生徒、国際教室に通級する児童・生徒も増加傾向にあるなど、特別な配慮を必要とする児童・生徒への支援の充実が喫緊の課題となっています。

さらに、義務教育修了後の子どもたちについても、コロナ禍による行動制限により人と接する機会が減るなど、青少年を取り巻く環境についても複雑化・多様化し、高等学校等進学後の不登校やひきこもりなどの悩みを抱えるケースが増加傾向にあり、学校や社会への復帰に向けた切れ目のない支援が必要となっています。

これらのことから、教育的支援に関し、現状や本市が抱える課題、今後の児童・生徒数の推計等を踏まえ、支援の在り方や本市に適した必要かつ効果的な支援施策及び支援環境について検討し、複雑化・多様化する児童・生徒の課題への総合的な支援体制の整備に向け、（仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本構想を策定します。

2 綾瀬市の教育的支援と青少年への支援について

現在、綾瀬市では、児童・生徒を取り巻く環境が複雑化・多様化しているなかで、一人一人の子どもに向き合うきめ細かな指導を実施し、多様な教育的ニーズに対応した支援を行い、幅広い課題に対応できる教育相談体制を充実することに努めています。

教育上配慮を必要とする児童・生徒や、外国につながる児童・生徒に対しては、介助員や日本語指導協力者等の派遣、音声翻訳システム用タブレットの配置等の環境整備を通して学校生活への適応を支援するほか、就学相談等の実施によって児童・生徒の適切な就学を支援しています。また、児童・生徒が抱える様々な課題に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に派遣して相談や支援に当たるほか、教育研究所においても教育相談を実施しており、また、特に心理的な要因で登校が難しくなっている子どもに対しては、教育支援教室（ルピナス教室）と連携することで、児童・生徒一人一人に対するきめ細かな支援を行っています。

さらに、綾瀬市では、切れ目のない支援のために、児童・生徒だけではなく、義務教育修了後の青少年に対しても支援を行っています。不登校やひきこもり、家族関係などの悩みを抱えた青少年やその家族に対しては、青少年相談室が相談を受け付けることで解決への道程を支援しています。また、コロナ禍の影響などの様々な要因によって生活困窮に陥った青少年に対しては、仕事を一緒に探す就労支援や家賃給付、公営住宅への入居支援、各種貸付制度の案内などを実施しています。

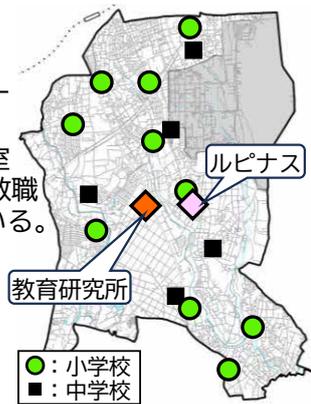
3 支援を必要とする児童・生徒等の現状と課題

綾瀬市で行われている教育的支援等のうち、特に相談窓口を持つ5つの支援項目である(1)不登校の児童・生徒、(2)特別支援学級やことばの教室(言語通級指導教室)に在籍する児童・生徒、(3)国際教室や外国につながるの児童・生徒、(4)義務教育修了後の青少年・ひきこもり、(5)教育相談事業について、現状と課題を整理しました。

(1) 不登校の児童・生徒

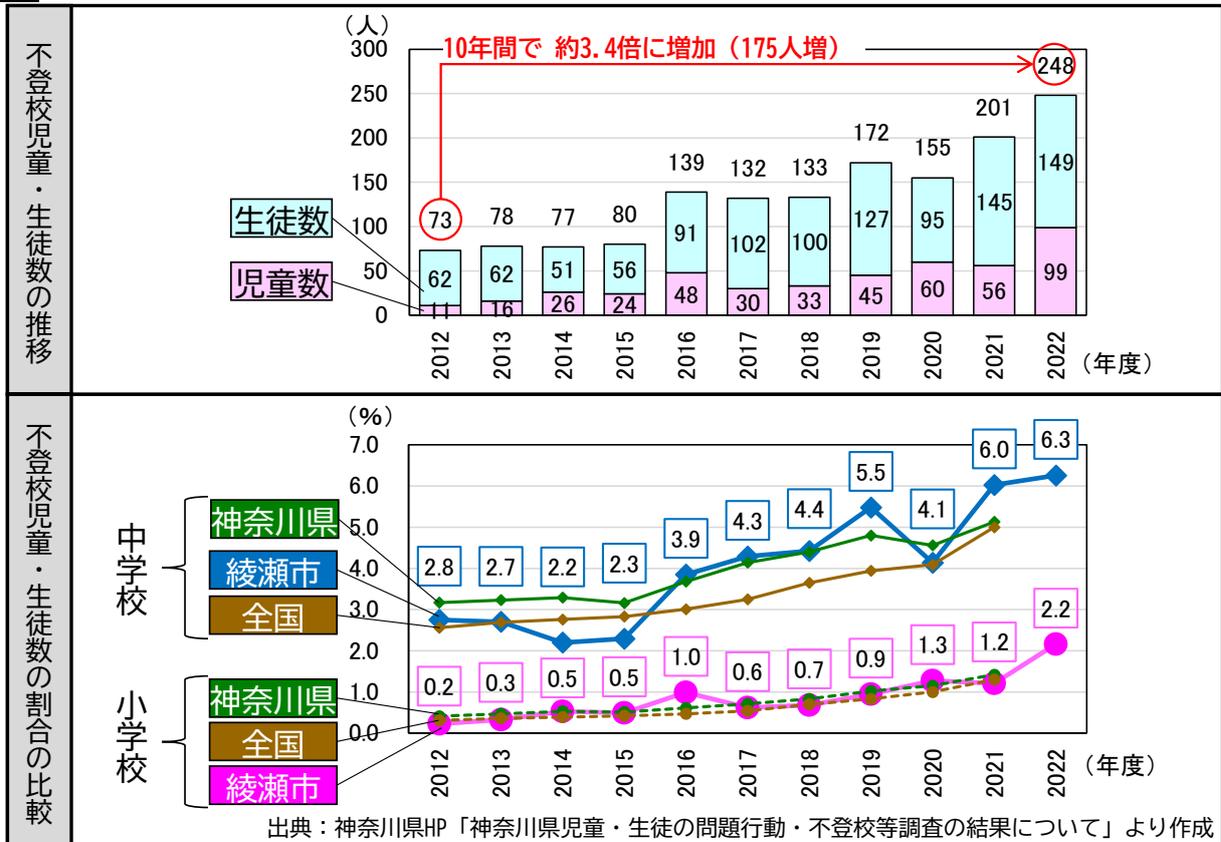
1 概要

支援概要	<ul style="list-style-type: none"> 各学校に別室登校の為のサポートルームを設置し、人員を配置。 教育研究所では教育相談を受け付ける。 教育支援教室(ルピナス)では主に指導・支援、訪問相談、SSWの派遣等を実施。 	
相談窓口	教育研究所 : 綾瀬市役所 6階 教育支援教室(ルピナス) : 綾瀬市深谷中五丁目15番2号	
窓口受付時間	教育研究所 : 午前9時～午後4時(土日祝除く) 教育支援教室(ルピナス) : 午前9時～午後4時(土日祝除く)	
人員配置	○教育研究所 ・一般相談員 1名 ・心理職(スクールカウンセラー) 1名 ・福祉職(スクールソーシャルワーカー) 2名 計4名 ○教育支援教室 ・専任教員 1名 ・一般相談員 4名 ・心理職(スクールカウンセラー) 1名 計6名	対応する場所 小学生 ・綾西小は「ほっとルーム」、天台小は「サポートルーム」で児童支援コーディネーターが対応。 ・その他の小学校では、保健室等でその時間に対応できる教職員を調整して支援を行っている。 中学生 全校に学習支援室が設置されている。 小・中学生共通 教育支援教室(ルピナス)



教育支援教室(ルピナス)の現状	対象者	綾瀬市立小・中学校に在籍する児童・生徒、または市内在住で綾瀬市立以外の小・中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)に在籍する児童・生徒で、主に心理的な要因により登校困難な状態にある者																					
	開室日	月～金の5日間(授業のある期間)	建築年度	2002年度																			
	開室時間	午前9時30分から午後2時30分まで ※水曜日の午後は個別対応の時間とし、教室全体の活動はない(訪問相談等)。	延床面積	143.99㎡																			
			構造	軽量鉄骨造 ブレース構造(プレハブ) 2階建て																			
	備考	教育支援教室用に建設された建物ではなく、事務所を転用した施設																					
支援活動の内容	①教育相談 ②集団指導 ③教科指導 ④生活指導 ⑤訪問相談 ⑥その他教育委員会が必要と認めた活動 ※教育相談は不登校に関して、すでにルピナスに通う児童・生徒やその保護者、また、学校の要請により、不登校の兆候がある児童・生徒を対象として、ルピナスの職員が実施するもの	(延べ人数) 通室状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(人)</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学生</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table> ・年度によって大きく変動する。 ・2020年度から増加傾向にある。	(人)	2019	2020	2021	2022	小学生	1	2	1	2	中学生	8	4	8	14	計	9	6	9	16
(人)	2019	2020	2021	2022																			
小学生	1	2	1	2																			
中学生	8	4	8	14																			
計	9	6	9	16																			
●教育支援教室に通室するまでの流れ 申し込み(教育研究所) → 見学・相談(教育支援教室・教育研究所) → 通室の決定(教育支援教室・教育研究所) → 通室(保護者・学校から通室願提出) → 通室承諾(教育委員会)																							

2 不登校児童・生徒の実態



3 まとめ

現状（不登校全体）	課題（不登校全体）
<ul style="list-style-type: none"> 直近10年間で、小学生の不登校人数は9倍、中学生の不登校人数は約2.4倍に増加している。 直近10年間で、不登校の割合は小学校で約10倍、中学校で約2.3倍に上昇している。 中学校の不登校の割合は、かつては神奈川県や全国の平均より低い年もあったが、2016年以降は全国平均を常に上回っており、年度によっては神奈川県の平均を超えている。 学校（学習支援室）や教育支援教室に通うことができない生徒に対して、定期的な連絡や家庭訪問など関係が切れないよう支援しているため、相談や支援に係る時間が増加している。（学校の先生） 	<p>急増対応</p> <p>小学校、中学校ともに不登校の急増への対応が課題となる。小学校の不登校の割合はこの10年で上昇し、同期間の児童数の減少スピードを大幅に上回っており、また、中学校の不登校の割合についても全国及び神奈川県より上昇スピードが速いため、今後も不登校の児童・生徒数が増加する可能性がある。</p> <p>多面的に対応できるサポート体制</p> <p>不登校の児童・生徒には発達に課題を抱えたケースや家庭で生活が困窮しているケースも多く、多面的に子どもや家庭を支援する体制が求められている。</p> <p>各学校との連携のあり方</p> <p>不登校児童の実態が多様化しているが、対応する学校側には専属の担当者等がないため、支援に係る時間が増加している。今後、支援の担当部署と各学校との連携のあり方や役割分担を検討する必要がある。</p> <p>どこにもつながっていない子どもの支援</p> <p>学校（学習支援室）にも教育支援教室にも通っていない児童・生徒がいるため、プッシュ型の支援で対応する必要がある。</p>

現状（ルピナス）	課題（ルピナス）
<p>（ルピナスの先生方による回答）</p> <ul style="list-style-type: none"> 不登校の児童・生徒が増えてきている中で、<u>発達課題（ASD, ADHD, LD, ボーダーラインIQ等）をベースとする割合が増えているように感じる。</u> 「学校に行こうとすると腹痛が起こる」など、従来のタイプよりも「行きたくないから行かない」という子が多くいる。 学校の支援体制にもよるが、<u>もう少し学校で対応できそうなケースもある。</u> <u>家庭にも課題があり、支援が必要と感じることがある。</u> 他の自治体に比べ、教育支援教室利用にあたっての抵抗感は低いと思うが、<u>市内の不登校の1割程度しかルピナスにつながっていない。</u> <u>ルピナスの部屋数が不足している。昨年度と比べ、通室する児童・生徒数が増えている。</u>今の学習室に12席設けているが、<u>これ以上は増やせない。</u>もし中学校の定期テストのときに個別ブースを利用したい児童・生徒がいると、<u>カウンセリングルームで学習させざるを得ず、部屋が足りない。</u>英語のリスニングテストがあると、さらにもう1部屋必要。 現在、小学4年生から中学3年生までが通室しているが、<u>小学4年生と中学3年生では考え方や捉え方、行動などが大きく違い、同じ空間で同じ対応をするわけにはいかないことが多々ある。</u> 指導者が短い期間（3年程度）で交代するので、<u>指導の継続が図りにくいことと教室運営について長期的展望を持ちにくいことがある。</u> 	<p>定員を超える通室人数</p> <p>2022年度末には、教育支援教室の定員を超える人数が通室しており、今後も不登校児童・生徒数は増加しかねない。</p> <p>施設の整備拡充</p> <p>現在の教育支援教室では、<u>施設が手狭であり、老朽化も進んでいるため、教育支援教室の整備拡充が喫緊の課題</u>となっている。</p> <p>専用の施設の必要性</p> <p>教育支援教室はもともと事務所として建設した施設を転用していることから、個別・集団それぞれの教育活動等に対応しきれない部分もあり、<u>個への対応が重要となる不登校児童・生徒の支援のため、新たな場所での支援を検討する必要がある。</u></p> <p>立地とアクセスへの留意</p> <p>上記の経緯があり、教育支援教室の新たな場所の候補の1つとして、市役所の空きスペースを分教室として活用することを検討したが、教育研究所の心理カウンセラーに意見を求めたところ、仮に分教室を設けた場合、<u>一般の方や職員の目につかないように通うことが困難である点などの条件も踏まえて、市役所での分教室の設置は困難という結論になった。</u>もう1つの新たな場所の候補として、綾北小学校の東棟の中に機能を集約することも検討したが、<u>学校の敷地の中では他の児童もいるため通室しにくい</u>という意見があり、また、市の北部にある綾北小学校に設置すると南部からの通室が現状より困難になることも指摘された。<u>新たに整備する際には立地とアクセスに留意する必要がある。</u></p> <p>不登校支援の目標設定</p> <p>これまでは、<u>学びの多様化に対応せず、不登校になった場合は、学校復帰を目標として支援していた。</u></p>

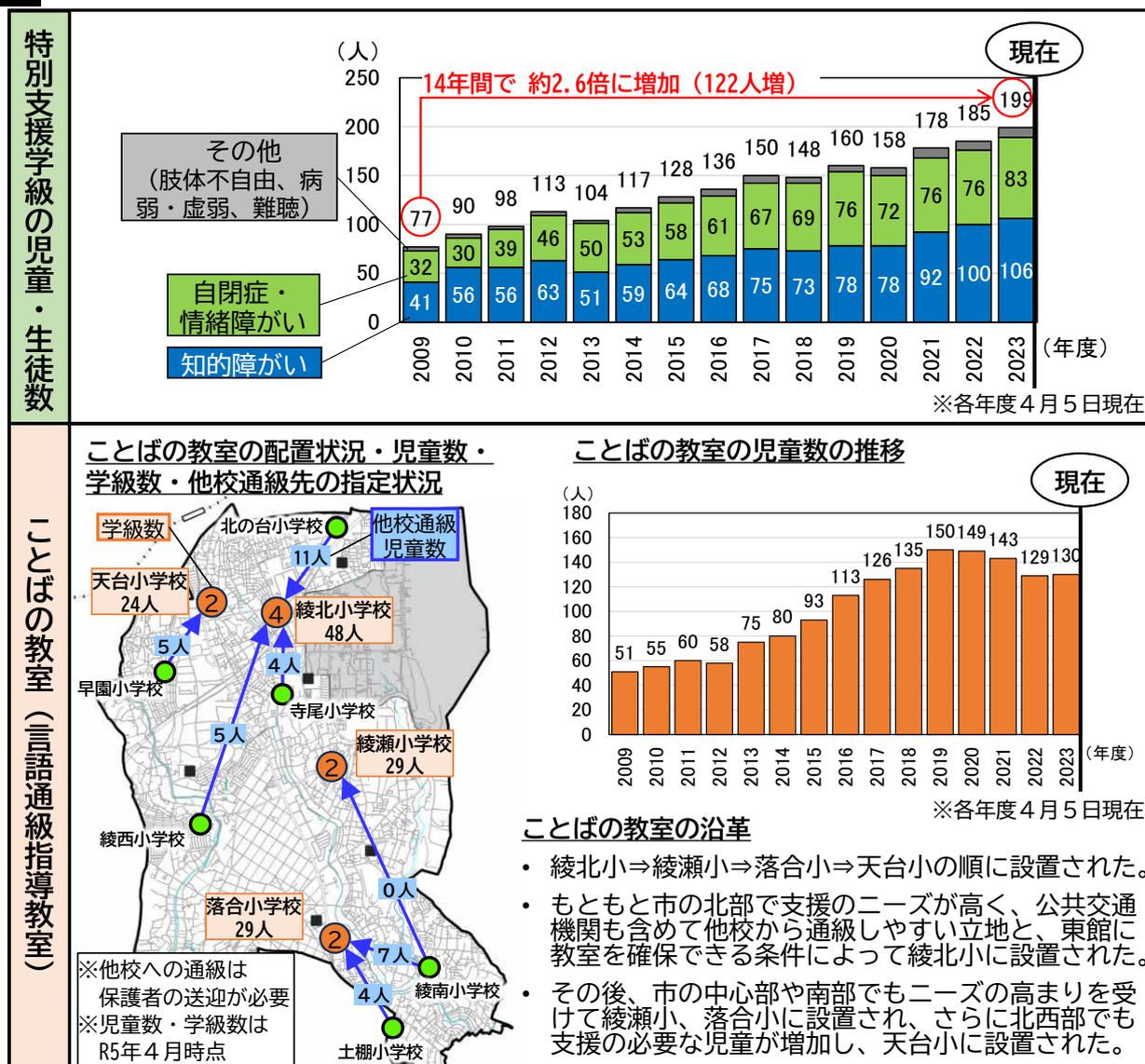
- 不登校児童・生徒の急増だけではなく、発達課題や生活困窮など実態が複雑化
- どこにもつながっていない子どもも視野に入れて、多面的に子どもや家庭を支援する体制を構築する必要がある
- 教育研究所・教育支援教室と各学校との連携強化や役割分担を検討する
- 教育支援教室のニーズの増加に対応した施設の整備と人員の拡充が喫緊の課題
- 学校復帰への支援だけでなく、社会的自立に向けた支援の充実が必要である

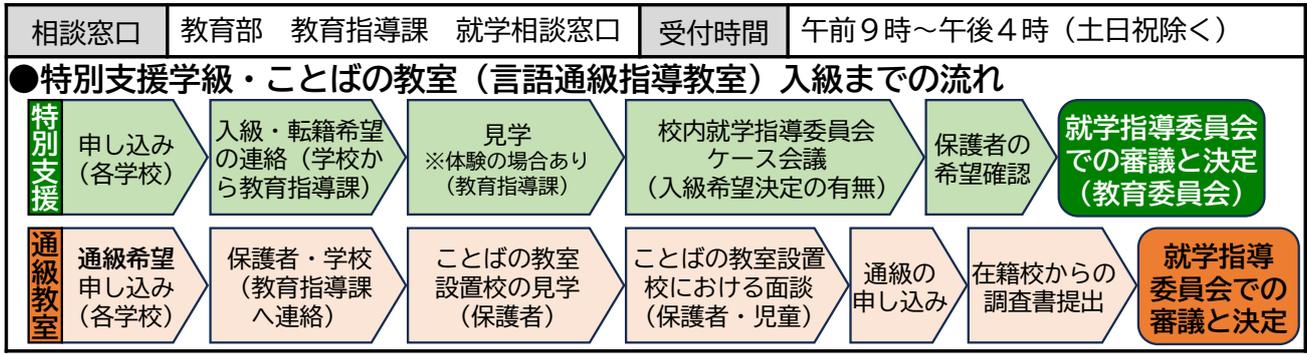
(2) 特別支援学級やことばの教室（言語通級指導教室）に在籍する児童・生徒

1 概要

支援概要	指導主事や就学指導相談員との相談や各教室の見学等の実施。措置等が決まると、一人一人のニーズを把握し、学校と共に必要な支援を行う。特別な配慮を必要とする児童・生徒個々の更なる支援の充実を図るために、介助員（看護介助員）の配置を行い、人員の数を確保し、適切に支援する。
人員配置	教育指導課：就学指導相談員2名 特別支援学級：教員、介助員（看護介助員）等 ことばの教室：教員
対応する場所	特別支援学級（市内全ての小・中学校に設置） ことばの教室（綾瀬小、天台小、落合小に2学級、綾北小に4学級設置）

2 特別支援学級の児童・生徒及びことばの教室（言語通級指導教室）の児童の実態





3 まとめ

	現状	課題
特別支援学級の児童・生徒	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級は市内全ての小・中学校に設置。 特別支援の児童・生徒数は2009年度からの14年間で約2.6倍に増加している。 支援項目別の推移では、「知的障がい」「自閉症・情緒障がい」がいずれも増加傾向にあり、2009年度からの14年間で2倍以上に増加している。 介助員の勤務が毎日ではなく、1日の対応時間も限られているため、適切な支援が行えない状況である。（学校の先生） 知的障がい学級、自閉症・情緒障がい学級それぞれの学級の中でも、児童の発達に差があるため、更に細かく分けて学習を進めたいが、現状の教員数では難しい。（学校の先生） 	<p>多様な支援に対応できる体制</p> <p>特別支援学級の児童・生徒は増加しており、多様な支援のニーズにも応える必要があることから、単に教室数と人員を増やすだけではなく様々な障がいに対応可能な支援体制と設備を整えることが課題となる。また、特別支援学級に在籍する児童・生徒の中には外国につながるの児童・生徒が多くなっており、本人や家庭に言語面や生活面でもサポートする必要がある。</p> <p>人員の確保</p> <p>人手が不足しているなかで、介助員は常勤ではなく勤務時間も限られており、十分な支援が行えない場面もある。特別支援学級の児童・生徒が増加している以上、個に応じた支援を行うために人員を確保することが課題となる。</p>
ことばの教室（言語通級指導教室）	<ul style="list-style-type: none"> ことばの教室が設置されている学校は小学校4校のみとなる。他校に通級する際には保護者による送迎が必要となるため、他校への通級は1、2時間目と5、6時間目に限定され、移動を含めると半日は在籍校で不在となるため、入級を躊躇する場合が多い。 通級児童人数は2019年度をピークに減少したが、現在も依然として2009年度基準で2倍以上の水準に相当する。 令和5年3月時点における想定人数では、設置校4校に在籍する通級児童人数は95名、未設置校6校に在籍する通級児童人数は36名であり、自校通級と他校通級の人数には大きな差がある。 	<p>人員不足と担当者の負担</p> <p>言語通級指導教室に通級する児童は増加しており、現在すでに1学級当たり平均13人が通級しているため、人員の不足と担当者の負担が懸念される。言語通級指導教室の数を検討する必要がある。</p> <p>潜在的な支援のニーズ</p> <p>現状、言語障がい以外の自閉症・情緒障がい等の子どもや、中学生への通級支援のニーズには応えられておらず、また、他校への送迎が難しく通級を断念しているケースを含めれば潜在的な支援のニーズに対処することが課題となる。</p> <p>他校通級の負担</p> <p>他校への通級の際には、児童が2コマの授業を使って、保護者の送迎による通級指導を受けてもらう必要があることから、当該児童・保護者のほか、学習のフォローアップとして担任に負担がかかることになる。</p>

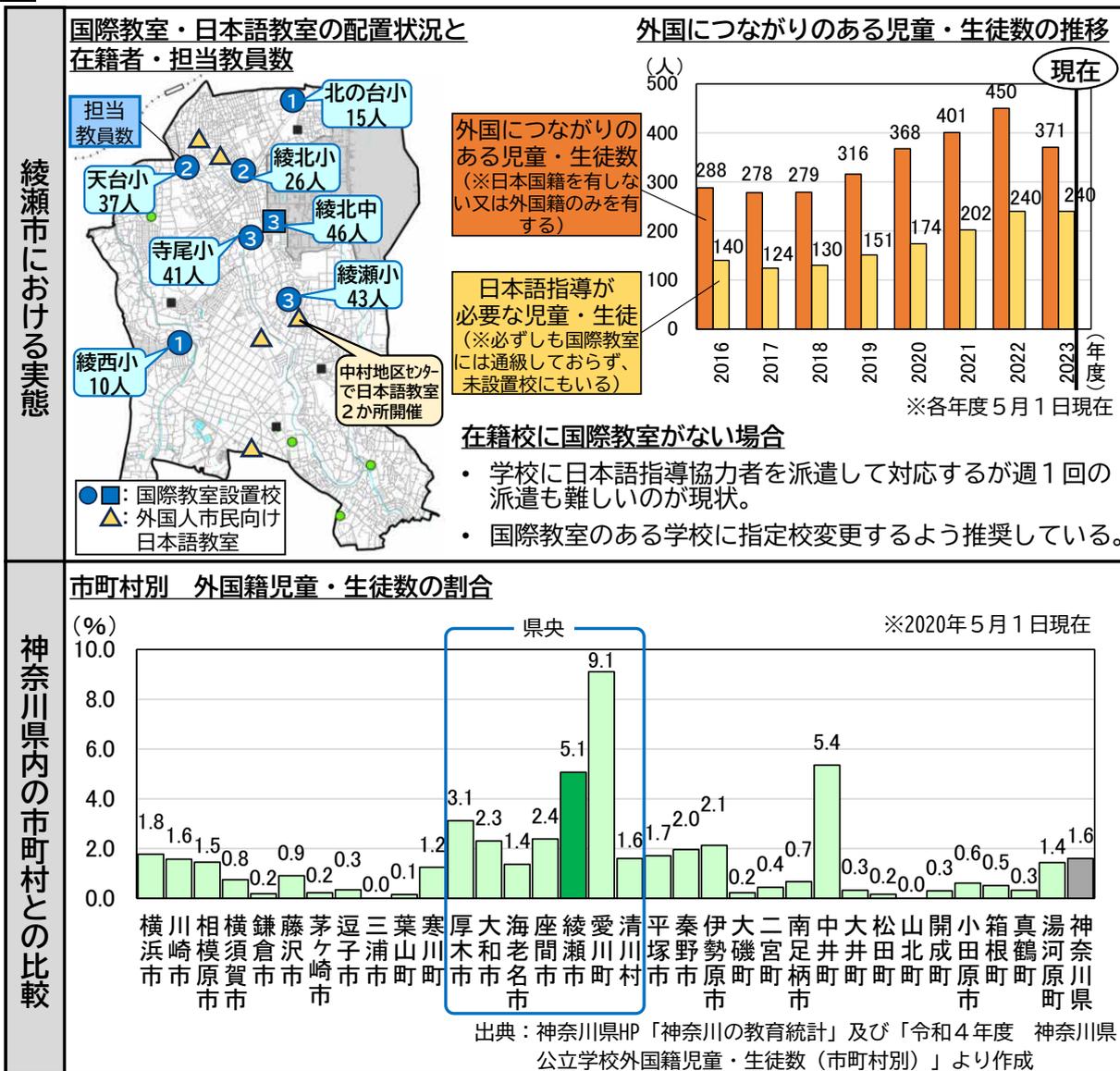
- 特別支援学級・言語通級指導教室の児童・生徒が増加
- 外国につながるの児童・生徒の支援など、支援ニーズが多様化している
- 人員の確保、他校通級で子どもを送迎する保護者や担当者の負担軽減が課題

(3) 国際教室や外国につながる児童・生徒

1 概要

支援概要	市内7校に国際教室を設置。教員の配置。日本語指導協力者を派遣し、翻訳や通訳者を介した支援及び教育相談を実施。
相談窓口	教育部 教育指導課
受付時間	午前8時30分～午後5時（土日祝除く）
対応する場所	国際教室：小学校6校（綾北・天台・寺尾・北の台・綾瀬・綾西） 中学校1校（綾北） 日本語教室：市が市内7カ所で外国人市民等を対象に日本語教室を開催（うち2カ所は同一施設内、1カ所は各地区センターを巡回）

2 国際教室や外国につながる児童・生徒の実態



人員配置	教育指導課 : 担当者 国際教室担当 : 教員 日本語指導協力者など : 9カ国語に対応
●国際教室通級までの流れ	

3 まとめ

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> 国際教室は小・中学校7校に設置されている。 外国につながるのある児童・生徒数は2018年度以降急増し、2018年度から2022年までの4年間で約1.6倍に増加した。同じ期間に、日本語指導が必要な児童・生徒の数は約1.8倍に増加した。 公立学校における外国籍の児童・生徒数の割合は2020年度で5.1%となっており、これは神奈川県で第3位(町村を除けば第1位)の高さとなっている。 在籍校に国際教室がない場合、通訳の先生を派遣しているが、それでも勉強が難しい場合、国際教室のある学校に通学することが多い。 ここ数年で、日本語指導の必要な児童が増えている。現在、日本語支援のボランティアの方に来ていただいているが、<u>支援が必要であるにもかかわらず受けられていない児童がたくさんいる。</u>(学校の先生) 日本生まれ、日本育ちの児童が増えてきた。一見すると、日本語や日本文化に適應しているように見えるが、生活の中で日本語に接する機会が限られ、<u>日本語を習得する場が家庭や近隣の生活にない。</u>そのため、学習内容を理解するための学習言語の力を培うのが大変である。(学校の先生) 日本語は難なく話しているようであっても学習言語の習得が難しく、学習の理解に影響が出ていることがある。<u>言語の問題なのか発達の問題なのか判断がつかない場合もある。</u>(学校の先生) 	<p>増加対応 国際教室は現状、北部に偏って配置されているが、今後も予測される外国につながるのある市民の人口の増加などを考慮して対応を図ることが課題となる。</p> <p>支援に係る時間の増加 国際教室が設置されていない場合、学校では<u>ほとんどの対応を担当が担う</u>状況にあり、また、国際教室のある学校においても<u>担当者1名だけで全学年児童・生徒を指導</u>しているケースもある。</p> <p>保護者の負担 在籍校に国際教室がない児童・生徒は、場合によっては他校に通学する必要が出てくるが、<u>送迎や遠距離への通学は家庭への負担が大きい。</u></p> <p>他の支援との連携体制 国際教室通級の対象とならない児童・生徒でも保護者に言語的な支援が必要なことがあり、また、外国につながるのある児童・生徒が不登校になり非行等問題になる事例や、言語の問題なのか発達の課題なのかを判別しづらいケースも少なくないため、<u>国際教室や日本語指導に留まらない幅広い支援を視野に入れたサポート体制を整える必要がある。</u></p>

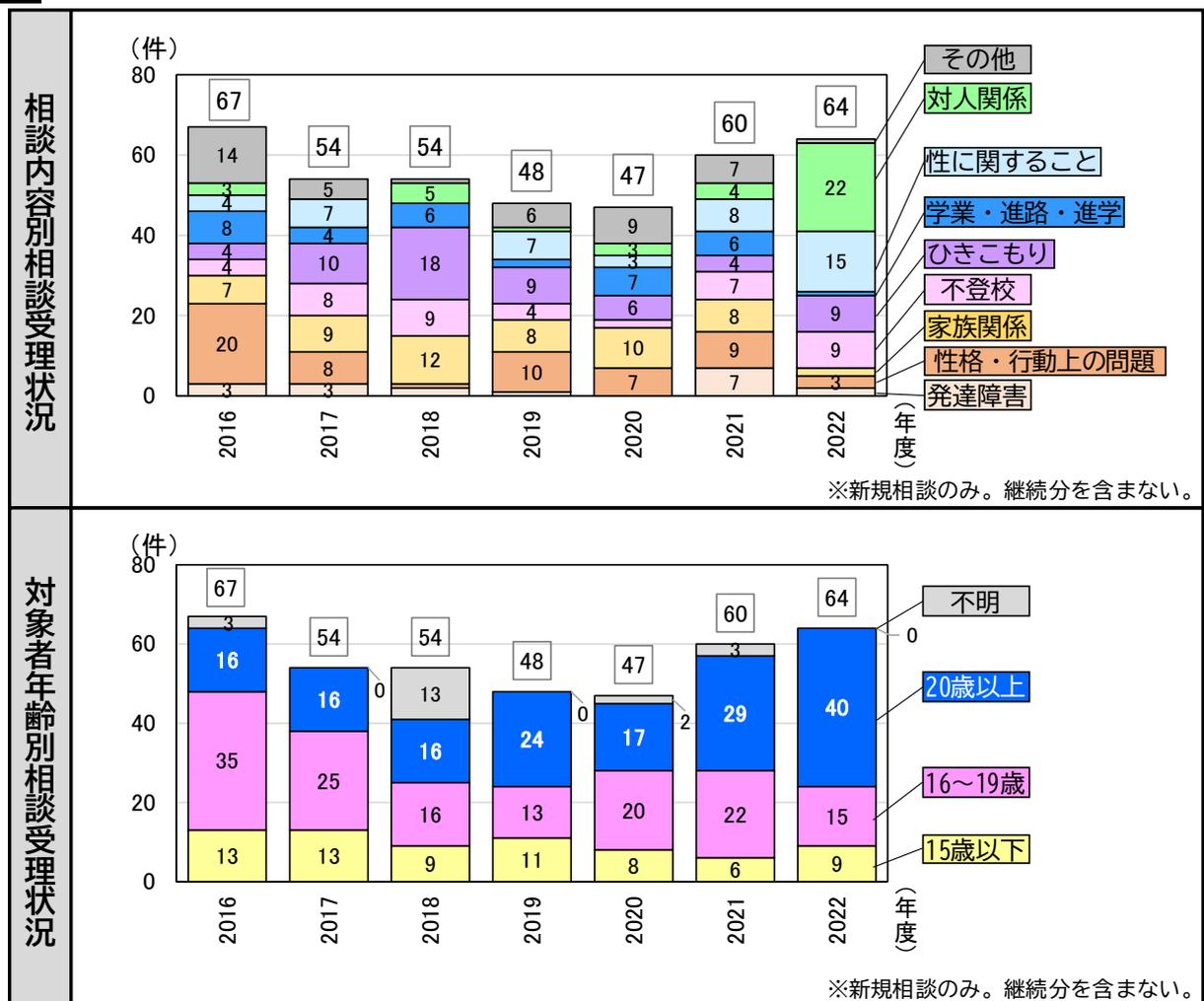
- 外国につながるのある児童・生徒の増加
- 学級担任の対応に係る時間の軽減、保護者の負担への配慮、他の支援との連携が課題
- 単なる支援体制の強化にとどまらず、学校以外における支援も視野に入れ、異なる部署と協働して日本語指導等を行う包括的な支援のさらなる充実を検討する

(4) 義務教育修了後の青少年・ひきこもり

1 概要

支援概要	外に出られない、働くことが難しい、高校・大学に通えなくなった、又は対人関係や家族関係の悩み等の相談を受け付け、本人や家族の悩みに寄り添い、解決への道程を支援。
相談窓口	健康こども部 こども未来課 青少年相談室（綾瀬市役所2階） 福祉部 福祉総務課（綾瀬市役所1階）
受付時間	青少年相談室 午前9時～午後5時（土日祝除く） 福祉総務課 午前8時30分～午後5時（土日祝除く）
方法	来室・電話・メール
対象者	青少年相談室：市内在住・在勤・在学中で中学校を卒業した青少年（16歳～39歳）とその家族 福祉総務課：市民

2 青少年相談室相談受理状況



人員配置	青少年相談室：非行担当（警察OB職員） 1名 心理相談担当（公認心理師・認定心理カウンセラー） 2名 福祉総務課 福祉・生活支援担当（生活困窮）：担当総括1名、担当者1名、相談支援員5名、 就労支援員2名（保護担当と兼務）
●青少年相談室 相談の流れ <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <pre> graph LR A[申し込み (青少年相談室)] --> B[来所・電話・訪問相談 (青少年相談室)] B --> C[継続相談 (青少年相談室)] D[福祉総務課 (生活困窮相談)] <--> 連携 B </pre> </div>	

3 まとめ

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> 相談件数は2020年度まで減少傾向にあったが、2021年度から増加している。 相談内容別の件数では、2022年度は「対人関係」と「性に関すること」で全体の相談件数の過半数を占めていた。「ひきこもり」と「不登校」の相談はどの年度も一定数ある。 対象者の年齢別では、「20歳以上」が増加傾向にあり、2019年度では「16～19歳」と相談件数が逆転し、2022年度では全体の相談件数の6割以上を占めていた。 	<p>他の支援機関との連携 例年の水準を大きく上回る「対人関係」の相談の増加や、近年「20歳以上」の対象者が増加傾向にあるなど、青少年を取り巻く状況が急変していることから、福祉所管課や県の青少年センター等とも情報共有するなど連携を強化する必要がある。</p> <p>早期支援の開始 20歳以上からの相談件数が増加しているため、20歳になる前、16歳～19歳の青少年から相談を受け、早期に支援を開始することが問題解決に有効となる。そのため、早い段階から相談につなげる必要がある。</p> <p>ケアリーバー（児童養護施設退所者等）の支援 ケアリーバーの中には、生活基盤が十分ではなく、経済的・精神的に困難な状況に陥るケースがあるため、居場所づくりや養護施設との連携が求められる。</p> <p>ひきこもりの問題 生活困窮者自立支援事業の相談で、ひきこもりに関する相談（いわゆる8050問題）が毎年一定数あり、ひきこもりに関する対応が求められている。ひきこもりの方は、義務教育や高校進学後に不登校になり、社会に出れずにそのままひきこもりになっている方も一定数いるため、自宅以外で過ごせる居場所が必要とされている。また、ひきこもりの方は就労につながらない方もいるため、自立に向けた支援が必要となっている。</p>

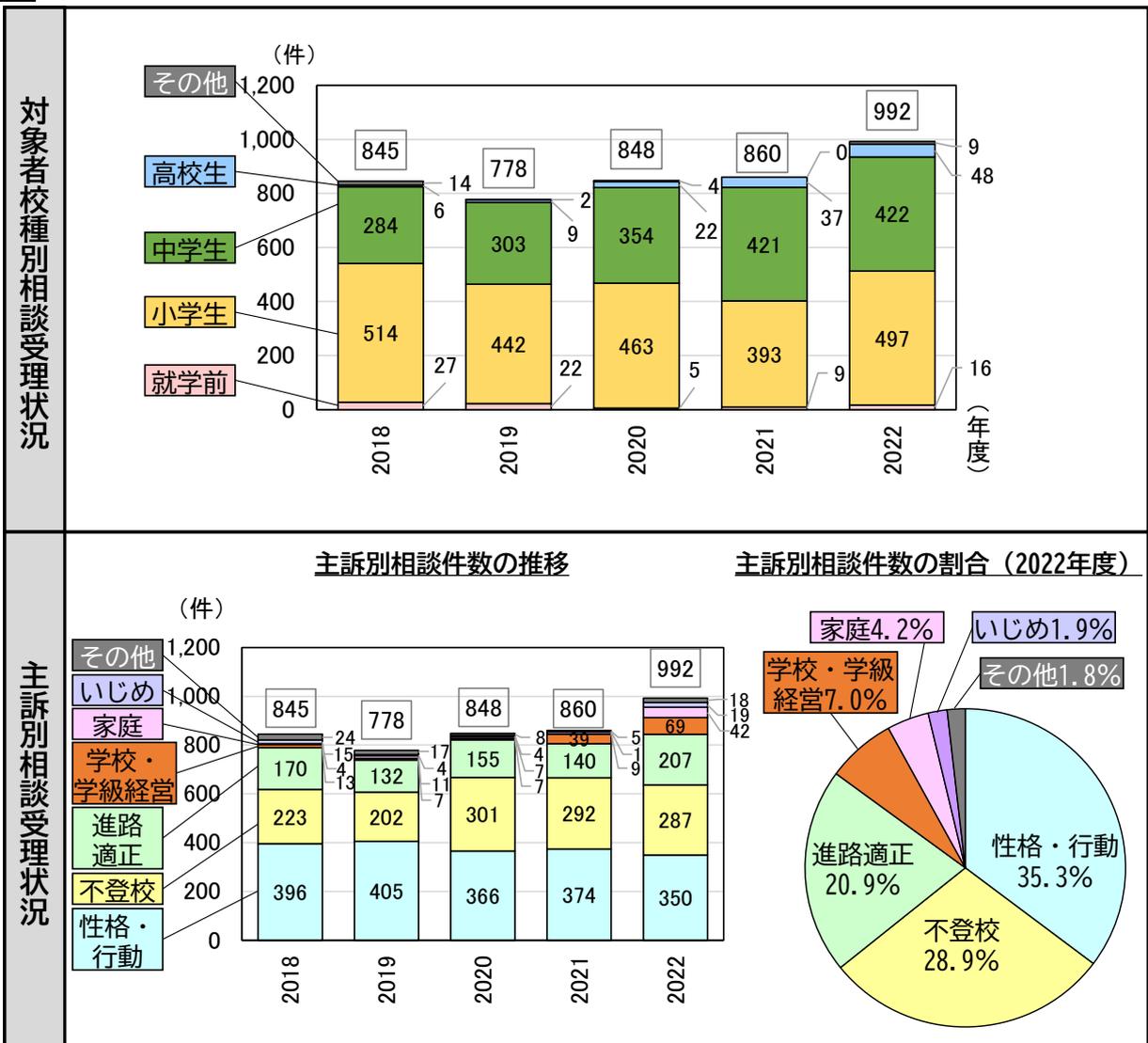
- 相談件数が増加し、特に20歳以上が増加傾向
- 他課や県の支援機関との連携強化、早期支援の開始、ケアリーバーの支援や青少年の居場所の確保等が課題
- 社会的自立に向けた支援の充実が必要である

(5) 教育相談事業

1 概要

支援概要	児童・生徒・保護者・教職員を対象とする進路や学習・生活指導及び教育全般に関する相談。電話又は来所相談。各校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置や派遣。		
相談窓口	教育部 教育研究所（綾瀬市役所6階）		
受付時間	午前10時～午後4時（土日祝除く）	方法	来所・電話
対象者	児童・生徒・保護者・教職員		

2 相談受理状況



人員配置	教育研究所：相談員1名、心理職（スクールカウンセラー）1名
<p>●教育相談の流れ</p>  <pre> graph LR A[申し込み (教育研究所)] --> B[来所相談 (教育研究所)] B --> C[継続相談・発達検査等 (教育研究所)] </pre>	

3 まとめ

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> 直近5年間で相談件数は横ばいとなっている。 中学生の件数が増加傾向にあり、2021年度には小学生の相談件数を一時的に超えている。 主訴別相談受理状況では、2019年度から2020年度にかけて「不登校」の件数が急増し、約1.5倍となった。 また、2020年度まで10件前後だった「学校・学級経営」の件数は、2021年度には例年の約4倍、2022年度には約7倍に増加している。 2022年度の主訴別相談受理状況では、「性格・行動」と「不登校」に関する相談で全体の3分の2近くを占めている。（※「性格・行動」に関しては、子どもの発達の課題についての相談が増えており、性の違和感の相談もここに含まれている。） 	<p>不登校の支援体制 対象者校種別では中学生の相談件数が増加傾向にあり、主訴別でも「不登校」がおおよそ3分の1を占めていることから、中学校において不登校が増加している背景などと合わせて、学校や教育支援教室と情報共有を行うなど、連携を強化する必要がある。</p> <p>相談体制の確立 主訴別では検査前の発達課題の相談等を含む「性格・行動」が3分の1以上を占めていることから、多様なケースに対応できる相談体制の確立が求められる。</p>

- 教育相談の件数は横ばいだが、相談内容は多様化し、不登校の相談は増加
- 学校や教育支援教室との連携を強化、発達課題などの多様なケースに対応できる相談体制の確立が課題

支援を必要とする児童・生徒等の現状と課題 まとめ

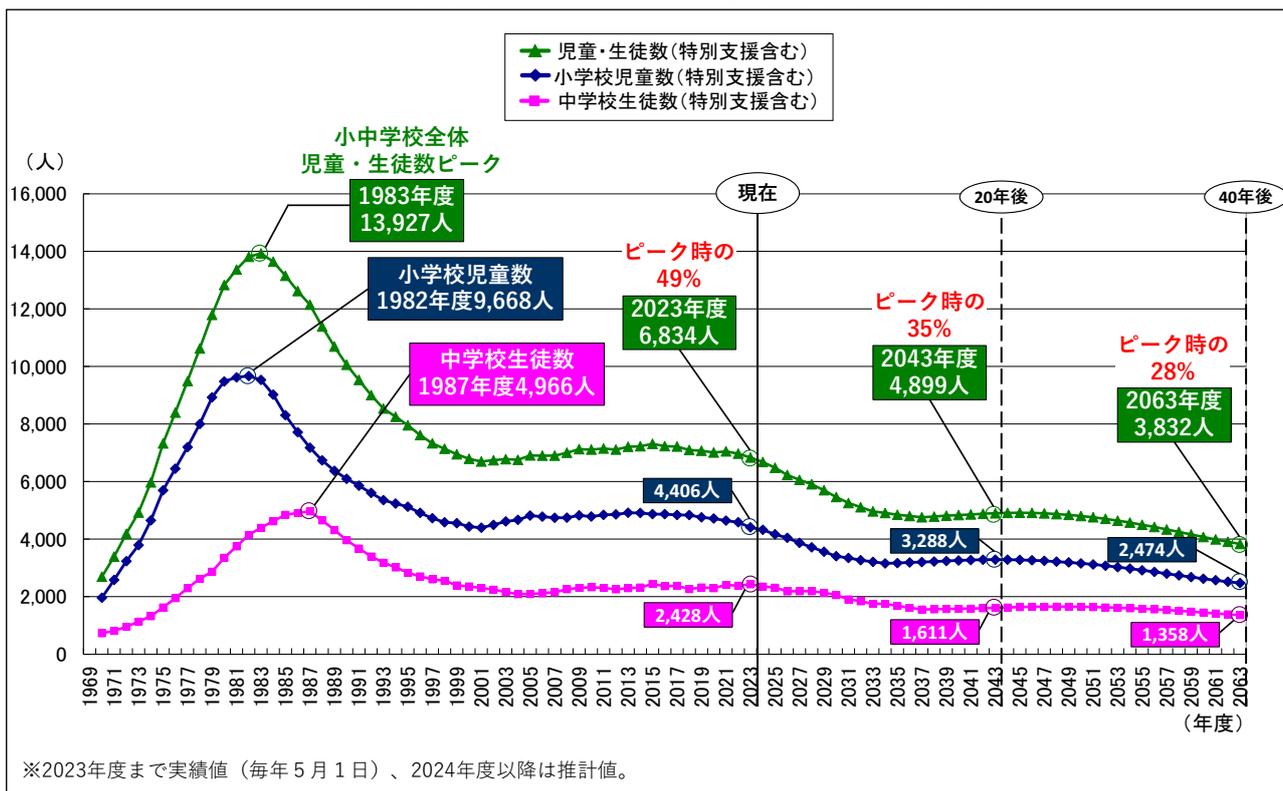
- 増加する支援のニーズに対しては、単に人員を確保するだけでなく、青少年の居場所を設けるなど、施設面でも支援体制を充実する必要がある
- 特に、教育支援教室の新たな施設の整備は緊急性が高い
- 発達課題を抱えた不登校の子どもなどの複雑なケースに対応することが求められている
- 保護者や支援員の負担を軽減する必要がある
- 他課や市外、県の関連機関とも連携を強化する必要がある

4 児童・生徒数及び支援を必要とする児童・生徒等の将来推計

■綾瀬市の児童・生徒数

本市の児童・生徒数は、1983（昭和58）年度の1万3,927人をピークに減少していましたが、2004（平成16）年度以降は微増傾向が続き、2023（令和5）年度はピーク時の約49%で6,834人となっています。また、現在から40年後の2063（令和45）年度は3,832人と、ピーク時の約3割まで減少が見込まれています。

図表 綾瀬市における児童・生徒数の推移及び将来予測



推計方法：

2024（令和6）年以降は、2023（令和5）年5月1日の住民基本台帳人口を基準人口とし、コーホート要因法*を用いた人口推計に小・中学校通学者比率による補正を行い、児童・生徒数を算出しました。

この綾瀬市における児童・生徒数の推計値を用いて、以降では、（1）不登校の児童・生徒、（2）特別支援学級やことばの教室（言語通級指導教室）に在籍する児童・生徒、（3）日本語指導が必要な児童・生徒の将来推計を行いました。なお、（4）青少年相談室の相談件数については、過去の実績（7年分）から将来の相談件数を予測しました。

* コーホート要因法：年齢別人口の加齢に伴って生じる年々の変化を、その要因（死亡、出生及び人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法。国立社会保障・人口問題研究所で発表されている「将来推計人口」で使用されている。

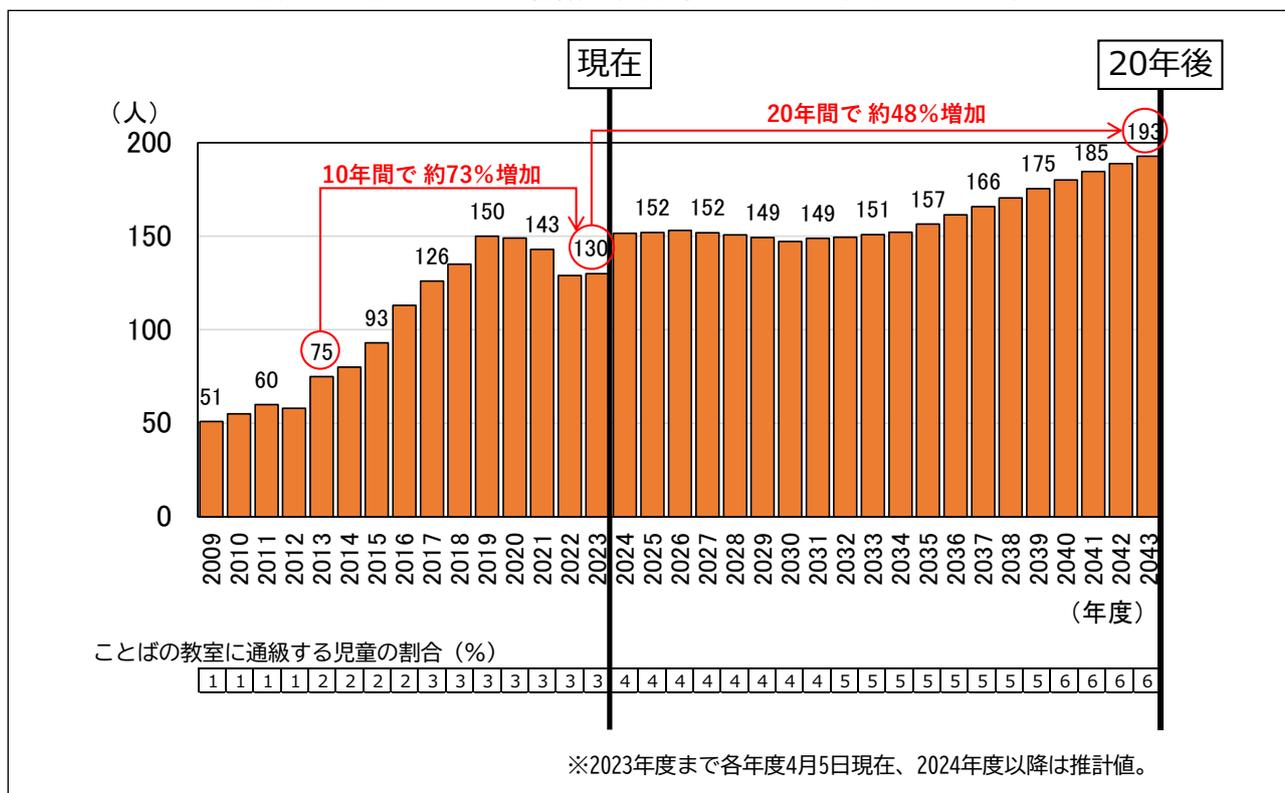
②ことばの教室（言語通級指導教室）に通級する児童

2013年度から2023年度までの10年間で、ことばの教室に通級する児童は約73%増加しています。

今後20年間で、ことばの教室に通級する児童数の割合は現在の約3%から約6%まで上昇し、通級する児童数は約48%増加する見込みです。

ことばの教室に通級する児童数の割合は年々上昇する予測ですが、全体の児童数が今後10年間で減少する予測であるため、同期間は横ばいとなっています。

図表 ことばの教室（言語通級指導教室）に通級する児童の将来予測



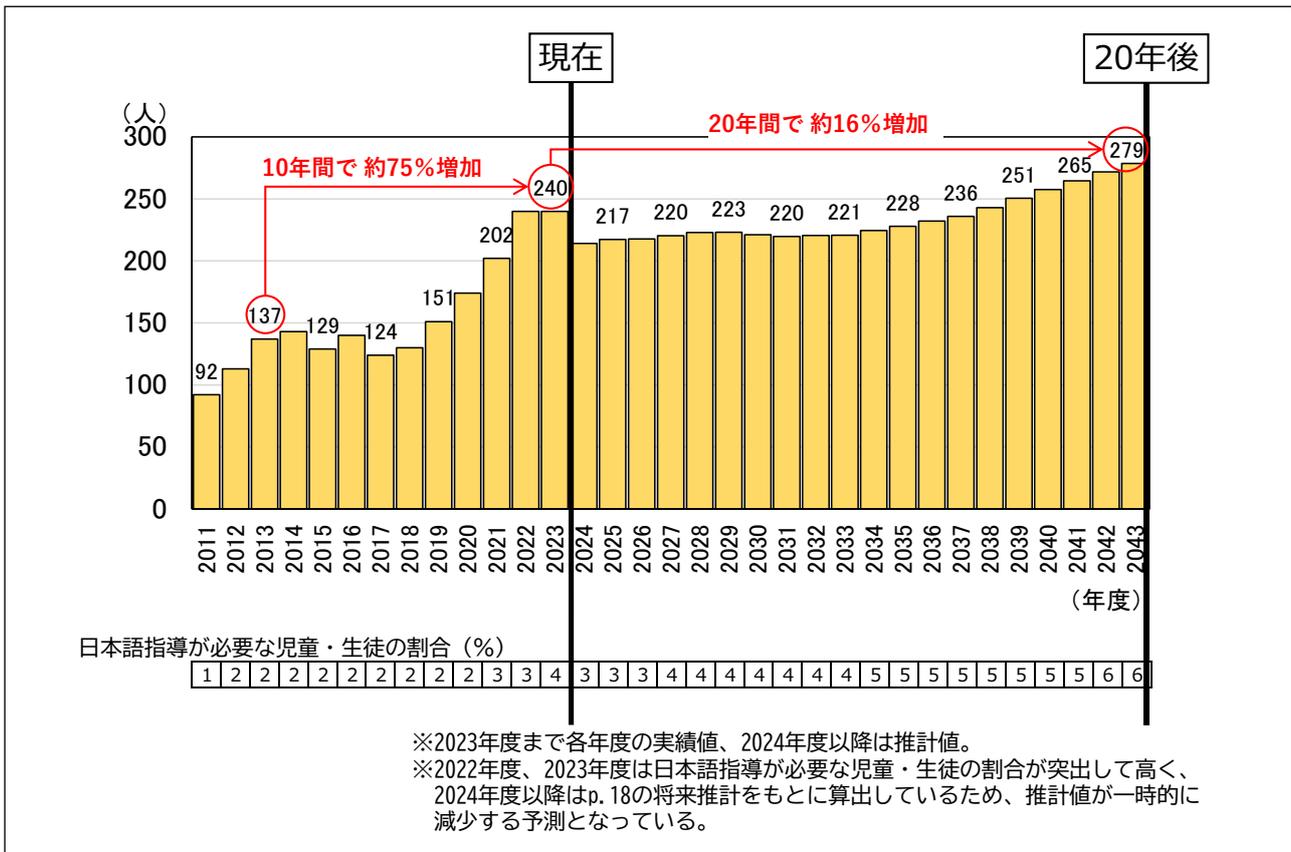
(3) 日本語指導が必要な児童・生徒

2013年度から2023年度までの10年間で、日本語指導が必要な児童・生徒の数は約75%増加しています。

今後20年間で、日本語指導が必要な児童・生徒数は約16%増加し、割合は現在の約4%から約6%まで上昇する見込みです。

日本語指導が必要な児童・生徒の割合は年々上昇する予測ですが、今後10年間では全体の児童・生徒数が急減する予測であるため、同期間の割合の上昇は緩やかとなっています。

図表 日本語指導が必要な児童・生徒の将来予測

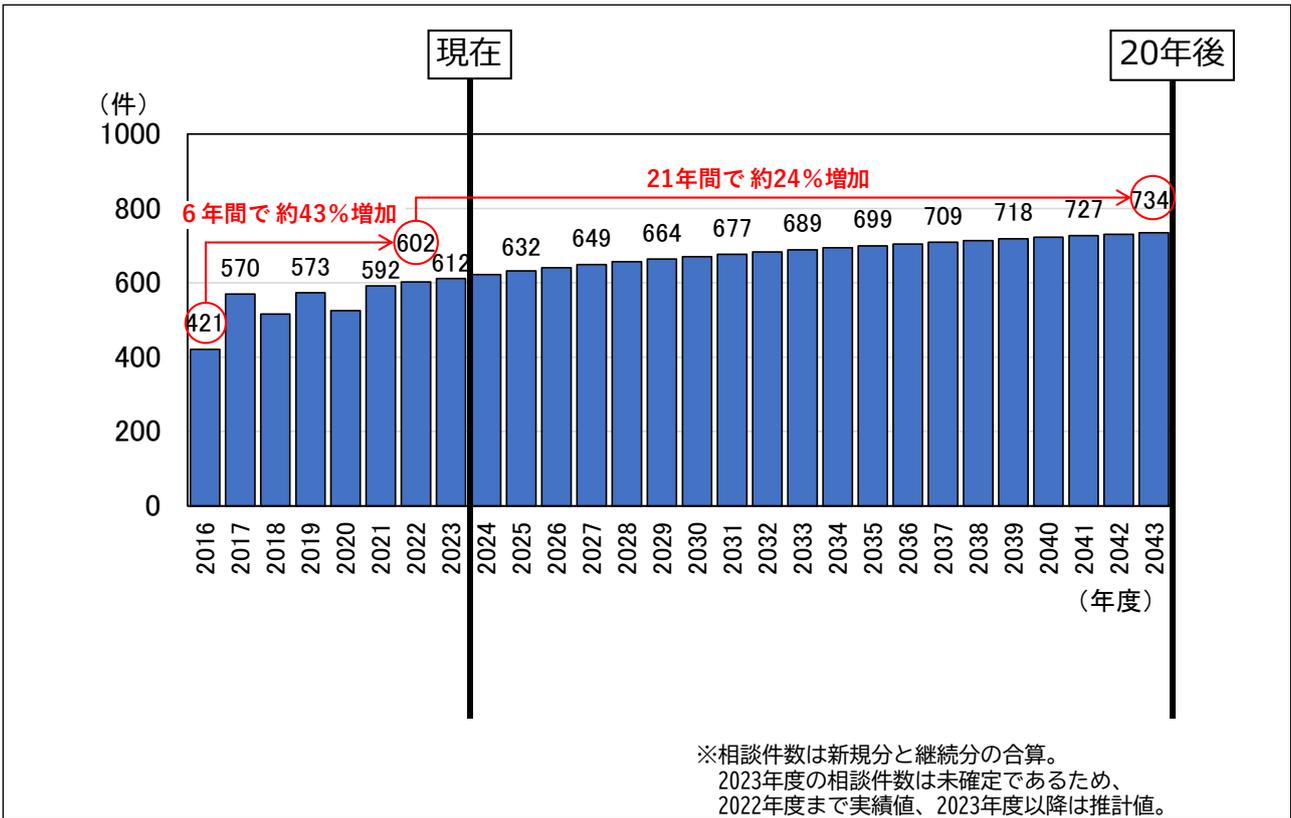


(4) 青少年相談室の相談件数

2016年度から2022年度までの6年間で、青少年相談室の相談件数は約43%増加しています。

青少年相談室の相談件数は2022年度で602件となっていました。21年後の2043年には24%増加して734件となる見込みです。

図表 青少年相談室の相談件数の将来予測



(4) の推計方法：

過去の実績（7年分）から予想曲線を算出することで、全市の児童・生徒数の推計値を用いずに、直接推計を行った。

児童・生徒数及び支援を必要とする児童・生徒等の将来推計 まとめ

- 2023年の本市の児童・生徒数は、ピーク時の約半分であり、40年後にはピーク時の約3割まで減少する見込み
- 不登校の児童・生徒、特別支援の児童・生徒、通級教室の児童、日本語指導が必要な児童・生徒、青少年相談室の相談件数は、いずれも増加傾向にあり、今後も増加していくことが予測される

5 課題のまとめ

現状の取組みに対しては、以下のような課題が考えられ、これらを解消する必要があります。

(1) わかりやすく、つながりやすい相談窓口の必要性

子どもの育ちや発達、虐待、いじめ、不登校、経済的な問題など様々な不安や悩みを抱える子どもや家族・保護者にきめ細やかに対応するため、福祉、子育て、教育のそれぞれが相談窓口を開設してきましたが、多様な相談窓口があり、家族・保護者がどこに相談したらよいか戸惑うことがあります。そのため、わかりやすく、利用しやすい窓口が必要です。また、相談というと抵抗感を感じて躊躇してしまい、今までどこにもつながっていない家族・保護者が多く存在します。漏れのない支援や早期発見・早期対応につなげるためにも、気軽に、周囲を気にせず相談できるような、新たな相談体制の構築が重要です。

(2) 切れ目のない相談支援体制の必要性

就学前相談から青少年相談まで、ライフステージの変わり目において支援の継続が難しいことがあるため、支援を継続させるための仕組みが必要です。義務教育を修了したその後も継続して相談支援を行うためには、安心して過ごせる居場所づくりを行う必要性があります。

(3) まだどこにもつながっていない児童・生徒の支援

今もなお、どこにもつながっておらず、家にひきこもっている児童・生徒がいます。SOSが出せない児童・生徒に対してプッシュ型支援を行っていく必要が急務です。また、児童・生徒が支援を受けやすい居場所づくりも重要となります。

(4) 地域の特色やリソースを生かした社会的自立の支援

これまで、学齢期において不登校になった場合、学校復帰を目標としていましたが、これからは、不登校となった児童・生徒が自分らしく学び、社会的自立を目指していくことが重要です。そのためには、学びの多様化として、地域の企業の協力を得て、職業体験を通して、自分の良さを知る機会をつくる等、就労に向けて支援していくことも必要となります。

(5) 専門性を持った言語聴覚士や日本語指導員の配置・派遣

綾瀬市では、現在、ことばの教室で通級指導が行われています。また、今後、情緒障がいの通級指導教室の開設に伴い、言語聴覚士や教員による派遣型の指導の拠点となる必要があります。さらに近年、外国につながるのある児童・生徒の中でも日本語が全くわからない児童・生徒も増加しています。すぐに通常の学級に在籍した場合に不応を起す児童・生徒も見られます。最初に、日本で学び生活するための基本的なスキルをプレスクールで身に付けて、少し自信をもって通学できるようなシステムを構築する必要があります。

第2章 基本構想

1 (仮称) 綾瀬市総合教育支援センターの基本的な考え方

綾瀬市では、児童・生徒とその保護者、また義務教育修了後の青少年とその家族に対して、課題別の支援ではなく総合的に、切れ目なく対応できる支援体制を確立するために、不登校支援、特別支援・通級指導、ひきこもり支援（青少年相談室）、教育相談事業、外国につながる子どもたちへの支援を1つに統合し、教育的支援の拠点として、新たに（仮称）綾瀬市総合教育支援センターを整備します。

図表 (仮称) 綾瀬市総合教育支援センターのイメージ

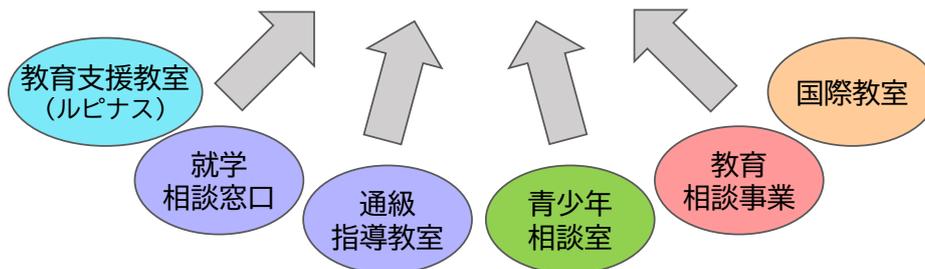
《コンセプト》

新たな支援のなかで、自分らしく学び生き抜く力を
～ 子ども・若者・その家族が安心して過ごせる居場所 ～



コンセプトに沿った新たな教育的支援の場

(仮称) 綾瀬市総合教育支援センター



2 支援事業・業務

新たに（仮称）綾瀬市総合教育支援センターを整備するにあたって、現在、綾瀬市で行われている支援事業及び業務の現状と課題を精査し、センター設置後における事業及び業務内容を検討しました。その結果、次のような支援事業・業務を実施することとします。

（1）導入機能

①不登校児童・生徒の支援機能

在籍する学級を問わず、様々な理由によって学校に登校が困難な状態にある児童・生徒に対して、学校への復帰や社会的な自立を目的として、個に合わせた適切な支援、カウンセリング等を行います。教育支援教室に通室できない不登校児童・生徒に対しては、オンライン学習教材を活用して自主的、主体的に学習に取り組めるよう支援を行います。また、市内企業と連携して職業体験を定期的実施し、将来の社会的自立に向けた支援を行います。

②就学相談機能

学校での生活や学習に困難や不安を抱えている子どもの学びの場や就学について、保護者からの相談を受け付けます。通常の学級、通級指導教室、特別支援学級及び特別支援学校等、様々な学びの場の中から、そのとき最も子どもの力を伸ばすことにつながる場を協議・検討し、個に応じた就学につなげます。

③通級指導の拠点機能

通常の学級に在籍している特別な配慮が必要な児童・生徒に支援を行うとともに、必要に応じて言語聴覚士等の各学校への派遣等を行う綾瀬市の通級指導の拠点機能を持たせます。

④青少年・ひきこもりの支援機能

義務教育を修了した青少年の相談を受け付けるほか、ひきこもり等の社会的孤立状態にある人にフリースペースを提供し、就労支援やセミナーの開催等を通して社会に導くよう支援します。

⑤教育相談機能

従来は相談内容によって異なっていた窓口を「総合窓口」として集約し、切れ目のない一貫した支援につなげます。子どもの発達や就学相談、不登校など、多様な相談を一括して受け付け、様々な視点から支援方法を立案・提供します。

⑥国際教室や外国につながるの児童・生徒の支援機能

外国につながるの児童・若者に対する支援は、綾瀬市の日本語教室や外国人市民相談等を担当する市民活動推進課、指定校変更の手続きで関与する学校教育課といった、センターに機能を移転しない各課との連携が必要となり、支援内容によっては大人数を収容できるスペースを使用するため、新たに多文化共生教育支援の拠点機能を庁舎に導入します。

具体的な支援としては、外国につながるの子育て家庭からの相談を受け付けるほか、学校への日本語指導の人員の派遣や、外国につながるの子どもが入学する前の日本語指導・生活指導（プレスクール）を行います。

(2) 業務内容

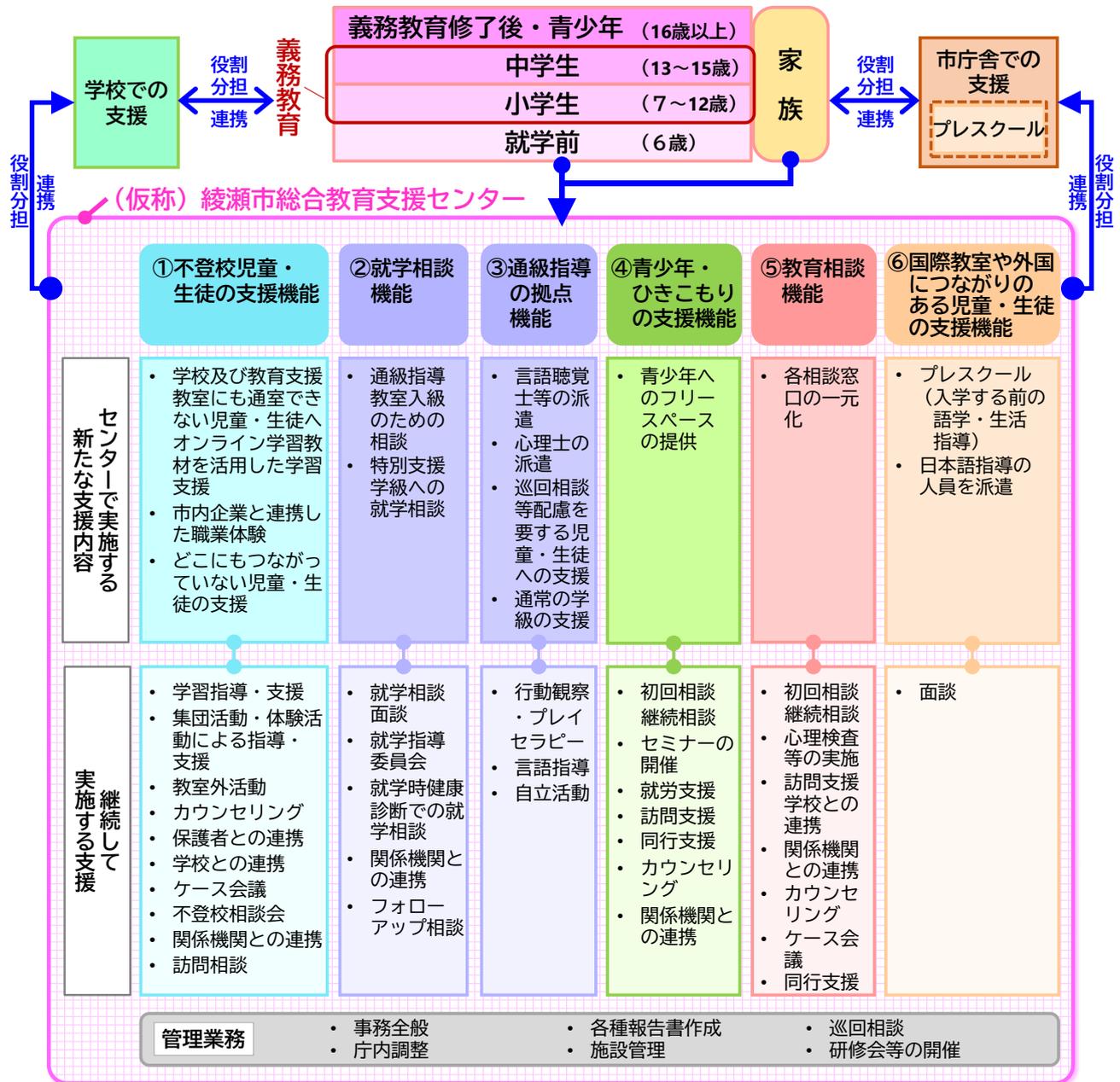
センター設置後における各導入機能の事業及び業務内容を整理しました。従来は異なる窓口や所管で行われてきた各業務を再構成し、施設への機能の集約・複合化による業務や人員の効率化を図りながら、新たに（仮称）綾瀬市総合教育支援センターにて業務を行います。

図表 （仮称）綾瀬市総合教育支援センターの業務一覧

■ コンセプト

新たな支援のなかで、自分らしく学び生き抜く力を
～ 子ども・若者・その家族が
安心して過ごせる居場所 ～

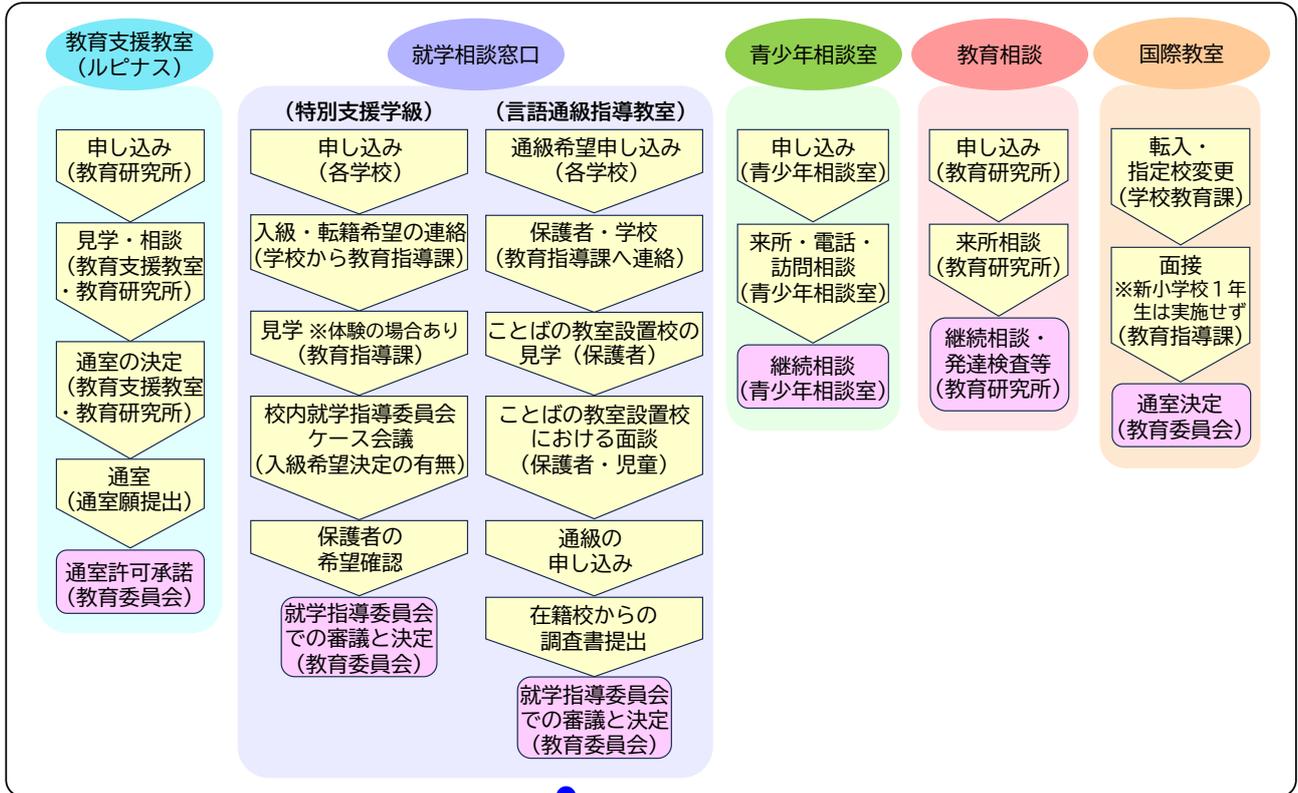
■ 対象



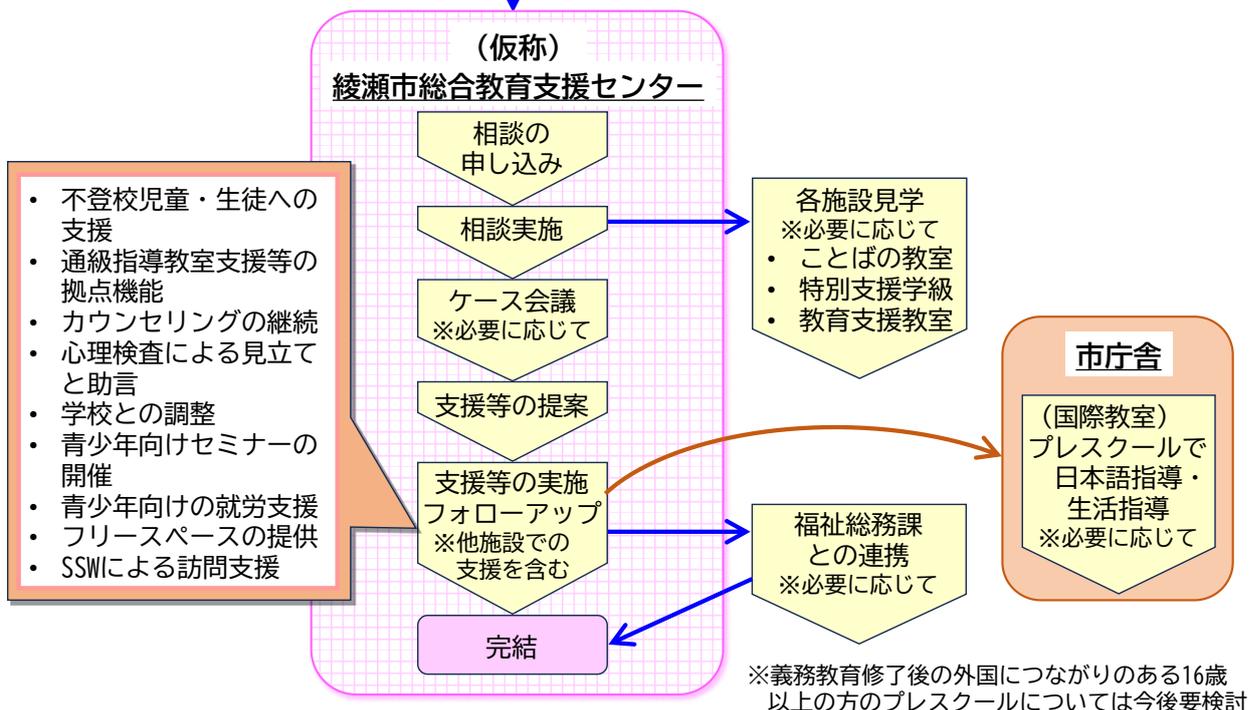
(3) 相談対応

現行の相談体制は、相談内容によって窓口が異なっており、相談者にとってわかりづらいだけでなく、複数の支援項目にまたがる複雑なケースへの対応や、青少年までを含めた切れ目のない支援が行いづらい体制となっています。センター設置に際して、窓口を一本化し、機能を一か所に集約することで、個に応じた相談・支援を可能にします。

図表 相談対応の流れ



《それぞれの相談窓口を集約》



(4) 人員構成

センター設置後における人員構成は以下の通りです。教育支援教室（ルピナス）、教育指導課、教育研究所、青少年相談室等の職員を、新たに（仮称）綾瀬市総合教育支援センターの職員として位置づけることで、個に応じた切れ目のない支援の拠点として望ましい組織体制を構築します。

図表 人員構成

職名	任用区分	配置人数	業務内容
センター長	市職員	1名	センター業務の統括
指導主事	市職員	2名	各相談業務の総括
事務職員	市職員	2名	予算、服务等管理
SC（心理職）	会計年度任用職員	1名	教育相談支援 （*夏季休暇時は6名追加）
SSW（教育相談）	会計年度任用職員	1名	教育相談支援
相談員（教育相談）	会計年度任用職員	1名	教育相談支援
SSW（毎日訪問）	会計年度任用職員	1名	教育相談支援
専任教員	県職員	1名	不登校支援
一般相談員	会計年度任用職員	6名	不登校支援（うち1名訪問相談）
SC（心理職）	会計年度任用職員	1名	不登校支援
専門相談員（就学）	会計年度任用職員	2名	就学相談支援
言語聴覚士等	会計年度任用職員	2名	通級指導支援
相談員（公認心理師・心理カウンセラー）	会計年度任用職員	2名	青少年・ひきこもり支援
支援員（青少年）	会計年度任用職員	1名	青少年・ひきこもり支援 （居場所担当）
職員人数		24名	

※市庁舎で実施予定の国際教室プレスクールについては、委託で実施予定

(5) 関連機関との連携推進

発達に課題のある外国につながる子どもや、不登校の子どもの家庭における生活困窮、児童養護施設退所後に必要な支援を受けられないケアリーバーの問題など、児童・生徒と青少年を取り巻く状況が複雑化するなかでは、必然的に、他の支援機関や関連部署との連携が求められます。

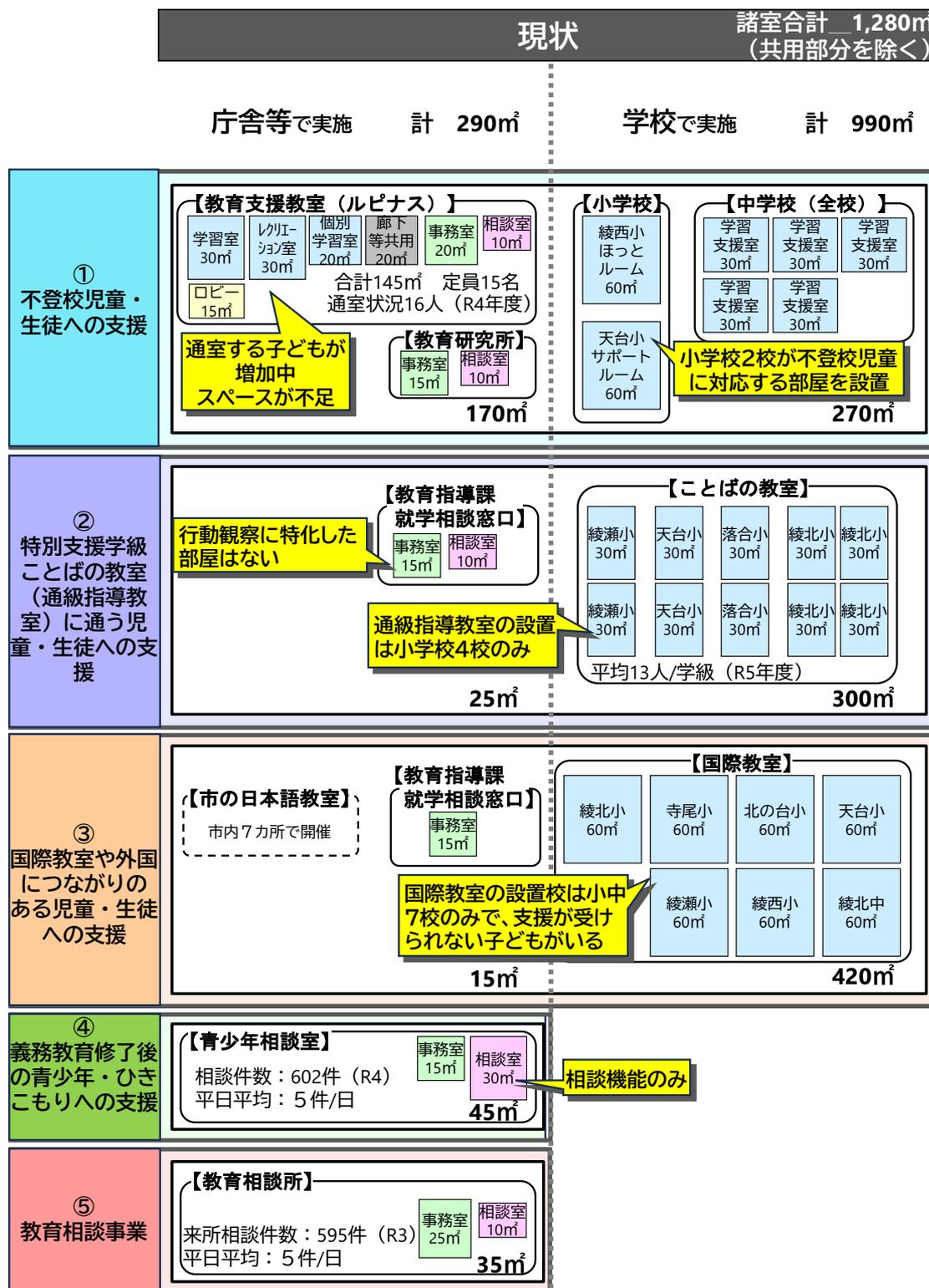
（仮称）綾瀬市総合教育支援センターは、不登校や配慮の必要な子ども、義務教育修了後の青少年・ひきこもりなどに対して、従来の学校や特別支援学校、病院、児童相談所、養護施設、福祉施設、庁内の他の部署とも連携を強化する必要があるだけでなく、さらに、市外や神奈川県関連機関も視野に入れて連携を推進することで、児童・生徒や青少年の支援の充実を図ります。

3 整備方針

(1) 機能別の想定規模

①現状

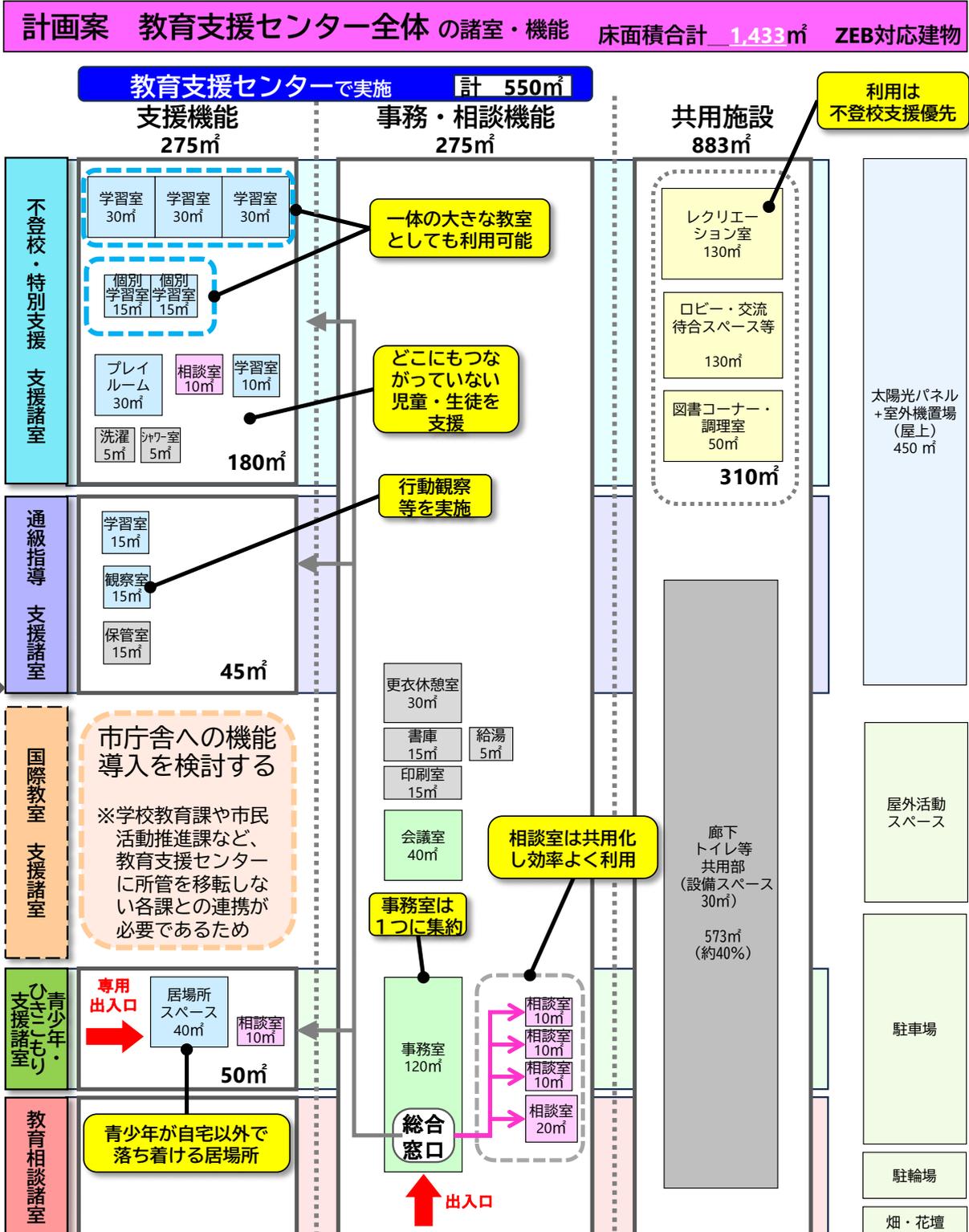
現状の諸室構成では、窓口が分散しており、各機能が個別に事務室や相談室を有しています。また、特別支援・通級指導、外国につながる児童・生徒については、学校に支援を任せられている状態です。



*ルピナスの面積は現状143.99㎡を145㎡とした。教室等はおおよその面積を載せている。

②計画案

これまで相談内容によって異なっていた窓口を「総合窓口」として一本化し、支援・相談機能を集約することで、多角的な視点から必要な支援方法を見立てて、児童・生徒から青少年までに対応できる切れ目のない一貫した支援を実施します。必要諸室の効率的活用を検討する観点から、効果的かつ効率的な人員配置と諸室構成を実現しつつ、レクリエーション室や交流スペース等の共用施設の充実を図ります。



(2) 検討候補地

(仮称)綾瀬市総合教育支援センターの整備を検討する際には、不登校の児童・生徒及び悩みを抱える青少年が安心して通える場所であり、一定の面積が確保できればどの土地でも建設可能というわけではなく、都市計画法などの関連法令や幅広い利用者がアクセスしやすい立地条件などの条件を満たす土地を候補地として、選定してまいります。

候補地の条件

- 都市計画法に基づく建設可能な用途地域である。
- 想定規模の施設を建設できる敷地の広さを有する（概ね1,000㎡～2,000㎡）。
- 市庁舎と密に連携可能で学習や活動等の地域資源が豊富な市の中心部で、幅広い利用者がアクセスしやすい立地である。
- 学校とは異なる場所。

(3) 整備の際の留意点

①ユニバーサルデザイン

身体的条件、性別、年齢、国籍などにかかわらず、安心して気軽に利用できる施設を目指します。具体的には、多機能トイレや階段の手すり、子どもの目線の高さに合わせた施設内の案内表示の設置、高齢者や車いすの利用者に配慮された段差の解消、視覚的に識別しやすいサインの導入等の施設整備を検討します。

②施設のZEB化

ZEB（ゼブ）とは、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称であり、建物の高断熱化や高効率化の導入によって大幅な省エネルギーを実現しながら、太陽光などの再生可能エネルギーを利用することにより、建物で消費する年間の一次エネルギー（自然から得られる石油や石炭、天然ガス、ウラン等の採掘資源から、太陽光、水力、風力といった再生可能エネルギーまでを含む。）の消費量の収支をゼロにすることを目指した建物のことです。自然を生かした採光や効率的な空調システムの導入、太陽光発電の利用等を推進し、ZEB化に向けて検討します。

③木造化・木質化

木材の利用によって地球温暖化の防止や循環型社会の形成、地域経済の活性化を促進することを目的とした「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年施行）が改正され、令和3年10月に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されました。同法に基づき定められた「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」では、国が整備する公共建築物はコストや技術の面で困難である場合を除き、「原則として木造化」、「内装等の木質化」を図ることとなりました。

神奈川県においても、県産木材の利用を促進し、持続的な森林づくりや地球温暖化防止の観点から制定した指針を、令和4年4月に「神奈川県建築物等における木材利用促進に関する方針」へと改正しました。

綾瀬市では、令和4年3月15日に「ゼロカーボンシティ」を表明しており、「2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロ」という目標を掲げて脱炭素社会の実現を目指していることから、国と県のこの動向を受けつつ、施設整備の際には部分的な木造化や内装の木質化を検討します。

④SDGsへの取り組み

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、平成27年の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会の普遍的目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で、多様性と包摂性のある社会を実現するために、17のゴール（目標）が定められ、地方自治体も含めた幅広い関係者の連携が重視されています。

綾瀬市としても、国際社会の普遍的目標であるSDGsに貢献する視点に立ち、あらゆる施策・事業においてSDGsを意識して取り組んでいく必要があることから、17のゴール（目標）を念頭に置いた方向性を明確にしつつ、（仮称）綾瀬市総合教育支援センターの整備を検討することとします。

図表 SDGs 17のゴール（目標）



(4) 条件整理

ここまでの内容を施設整備のための条件として以下のように整理しました。

	用途名称	主な事業内容	利用対象者	利用人数	所管	運営方式
① 不登校支援	教育支援教室 (ルピナス)	様々な理由で学校へ行けない市内の小・中学生が、学校への復帰や社会的に自立することを旨として、学習やスポーツ、調理や工作など、できることを中心に活動する場。 ○学習指導、支援 ○集団活動・体験活動等による指導・支援 ○カウンセリング等 ○全ての子どもの不登校支援	・不登校の小・中学生 ・その保護者等	ルピナス通室人数：定員24人 *現状の定員が15名であったため、約1.5倍の人数を想定 (学校の支援諸室増設による対応の充実も前提)	教育研究所 教育指導課	直営
② 就学相談	就学相談事業	特別支援学級・通級指導教室等の就学相談を行う。 ○就学指導委員会 ○就学時健康診断での就学相談等	・特別な配慮が必要な小・中学生 ・その保護者等	未就学児 児童・生徒 保護者	教育指導課	直営
③ 通級指導	通級指導教室	通常の学級に在籍している、特別な配慮が必要な児童・生徒に支援を行う。 ○通級指導の拠点機能 ○就学指導委員会	・通常の学級に通う配慮が必要な小・中学生 ・その保護者等	・各学校の言語指導や情緒面での指導が必要な子ども(年度により変動) ・1日の相談件数：3件前後	教育指導課	直営
④ 青少年・ひきこもり支援	青少年居場所スペース (参考：座間市「みんなの居場所ここから」)	社会的孤立状態にある人を社会へ導くよう支援する場。ひきこもり・ニートなど義務教育を修了した青少年の悩み相談を受ける。 ○青少年へのフリースペースの提供 ○セミナーや就労支援 ○カウンセリング等	・青少年(～39歳) ・ひきこもり等社会的に孤立している人(～39歳) ・その保護者等	居場所スペース：定員10名 単年度の相談件数：600～700件(新規と継続の合算)	こども未来課、福祉総務課	直営
⑤ 教育相談	総合相談センター (参考：小金井市「ひだまりセンター」)	従来は相談内容によってそれぞれ窓口が異なっていたが、 教育支援センターに相談窓口を集約することで、切れ目のない、一貫した支援が可能となる。 こどもの発達や就学相談、不登校などの教育相談など、多様な相談を一括して1つの相談窓口で受けつけ、様々な視点から支援方法を立案・提供する。	・小学生 ・中学生 ・高校生 ・その保護者等 ・教職員	単年度の相談件数：800～1200件(新規と継続の合算)	教育研究所	直営
⑥ 国際教室 ある児童・生徒 につながるの 国際教室や外国	国際教室 (参考：大和市「外国籍児童生徒支援室」)	外国につながるの児童・生徒等に対する日本語指導や就学を支援する教室。外国人子育て家庭からの相談を受けるなど 多文化共生教育支援の拠点機能。 ○言語・学習や生活指導、支援 ○カウンセリング等 ○入学の際の事前指導(プレスクール)	・外国につながるの児童・生徒 ・その保護者等 *相談は義務教育修了後の若者も可能	外国につながるの児童・生徒の新入生・転入生(時期によって変動)	教育指導課	直営 (日本語指導は市民団体に委託)
共用施設	ロビー等 廊下等共用部		・上記施設の利用者			
	施設合計					
屋外						

運営人員	面積	面積内訳 (用途)	計画にあたって諸条件
専任教員：1名 一般相談員：6名 (うち1名訪問相談) SC (心理職)：1名	180 m ²	学習室：30 m ² x 3室 個別学習室：15 m ² x 2室 相談室：10 m ² x 1室 洗濯機：5 m ² 学習室：10 m ² x 1室 プレイルーム：30 m ² シャワー室：5 m ² (相談室、事務室は⑥と共用)	○他人の視線や動線に配慮して入室できるようにする。 ○学習室は一体の大きな教室としても利用可能とする。 ○2室の個別学習室は、1人が同時に監督できるようにする。 ○ICT機器を効果的に学習に活用できる環境を整備する。 ○学校とネットワーク回線を繋げるため、学校間イントラネット環境を整備する。 ○定期考査や英語のリスニングが可能な、 防音に配慮された部屋 を設ける。 ○洗濯機を置くスペースを確保する。 ○遊具のあるプレイルームを設ける。 ○車いす使用者に配慮したシャワー室を設ける。
専門相談員：2名	0 m ²	(相談室、事務室は⑥と共用)	○就学相談ができる相談室の利用 ○学校訪問のための公用車利用
言語聴覚士：2名	45 m ²	学習室：15 m ² 観察室：15 m ² 保管室：15 m ² (①の学習室も使用可とする) (相談室、事務室は⑥と共用)	○学習室は相談室にも利用可能なように柔軟性を持たせる。 ○観察室はマジックミラーで隣の部屋にいる児童・生徒の行動観察ができる部屋とする。 ○行動観察やプレイセラピーに用いる器具等を設置、保管するスペースを設ける。 ○言語聴覚士等を配置し、必要に応じて各学校へ派遣する。
相談員 (公認心理師・心理カウンセラー)：2名 支援員 (居場所担当)：1名	50 m ²	青少年の居場所スペース：40 m ² 相談室：10 m ² x 1室 (相談室、事務室は⑥と共用) *面積は「みんなの居場所ここから」を参考に想定	○児童・生徒も利用する施設において、39歳までの青少年を支援対象とするため、 動線に配慮する 。 ○居場所スペースにはミニキッチン等を設置。テレビやPCも使えるようにする。 ○人と会うことが苦手な人のための居場所となるため、 外から誰にも会わずに入退室できるようにするが、職員が通れてトイレにも行きやすいようにセンター内からの動線も設ける 。 ○畳やパーテーションを設ける。
相談員：1名 SC (心理職)：1名 SSW：1名 (教育相談) SSW：1名 (毎日訪問)	275 m ²	相談室：10 m ² x 3室 相談室：20 m ² x 1室 事務室：120 m ² 会議室：40 m ² 更衣休憩室：30 m ² 書庫：15 m ² 印刷室：15 m ² 給湯：5 m ²	○入口は一体とするが、他人の視線や動線に配慮する。 ○安心して相談できるよう、 防音などプライバシーに配慮した造りとしつつ、窓を設けて閉鎖的にならないようにする 。 ○相談室のうち1室は倍の広さとし、 箱庭を使ったカウンセリングなど多目的に使用できるものとする 。
※外国につながるのある児童・生徒の支援は、市の日本語教室、外国人市民相談などを担当する市民活動推進課や学校教育課といった、教育支援センターに所管を移転しない各課との連携が必要となり、入学前の日本語指導・生活指導では大人数を収容できる部屋を使用するため、市庁舎への機能導入を検討する。			○入学の際の 事前指導 が可能なスペースを設ける。 (大和市のやまとプレクラス、やまとプレスクール参考) ○ 国際教室における日本語指導の充実と行動観察のために、日本語指導の人員を必要に応じて各学校へ派遣する 。
	(550 m ²)	上記諸室の合計	
センター長：1名 指導主事：2名 事務職員：2名 SC：6名 (*夏季休暇時)	310 m ²	ロビー・交流待合スペース等：130 m ² 図書コーナー・調理室：50 m ² レクリエーション室：130 m ²	○子どもの身長や目線の高さに合わせて設備、手すりやスロープ、エレベーターなど、 バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮する 。 ○図書コーナー、調理室、幼児用トイレ、授乳室を設ける。 ○レクリエーション室はルビナスの児童・生徒が優先的に利用。
	573 m ²	諸室合計 x 40%	
	1,433 m²		○建物は環境に配慮した ZEB 対応とする。 ○支援が必要な児童・生徒等の将来変化に対応できるように、諸室には 機能変更が可能な柔軟性 を想定して設計する。
		屋上：450 m ² 屋外活動スペース：未定 駐車場：未定	○屋上に太陽光パネルを設ける。 ○敷地内に畑や花壇のスペースを設ける。 ○児童・生徒等を送迎するための 駐車スペース を確保する。

4 モデルプラン

(1) 建物配置とゾーニング案

① プラン概要

条件整理を基に作成した2つのモデルプランA案、B案の概要を示します。

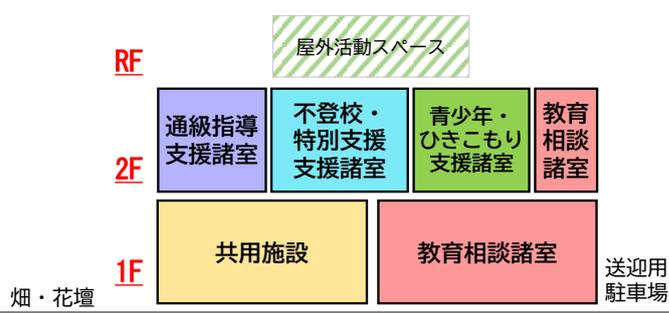
《コンセプト》 新たな支援のなかで、自分らしく学び生き抜く力を

	A案	
ポイント		<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>利用頻度の高い不登校支援諸室と相談室を1階に配置。ルピナスは入口から近く、動線に配慮。</u> ➤ <u>2階は地域の居場所として交流スペースなどの共用の機能を集約。</u>
1階	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>利用頻度の高い不登校支援諸室と教育相談諸室を設置。</u> ・ 不登校支援諸室を南西側にまとめ、<u>エントランスからすぐに入口を設けて動線と他人の視線に配慮。</u>学習室と個別学習室は、それぞれ一室の大きな教室としても利用可能。1階にあるため、屋外の畑・花壇に移動しやすい。<u>内部階段を使うことで、ロビーを介すことなく2階のレクリエーション室に移動できるよう配慮。</u>施設と切り離して単独での入口が必要な場合は、内部階段横に別途専用出入口を設置し対応可能。 ・ 教育相談諸室は、ロビーに面して総合窓口を配し、相談室は北西側に集約して、プライバシーに配慮。事務後方諸室は北東側にまとめ、職員用の通用口を設置。 	
2階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2階は、レクリエーション室と調理室を設置し、<u>交流スペースやロビー、図書コーナーなどが緩やかにつながる空間。</u> ・ レクリエーション室は、施設利用者が使用できる空間（ルピナスの子どもが優先）。<u>児童・生徒の運動やレクリエーション等の活動のほか、保護者会や様々なイベントに活用。</u>また調理室を隣接させ、不登校児童・生徒たちの家庭科学習、親子料理教室などにも活用。 ・ 特別支援と通級指導の支援諸室は、西側に集約して<u>プライバシーを確保。</u> ・ 青少年・ひきこもり諸室は専用階段よりアクセスできるが、内部からもアクセス可能。キッチン・トイレは居場所スペース内部に設置。畳の小上がり等、居心地よい空間を演出。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上の一部に活動できるスペースや屋上に花壇や畑なども設ける等 ・ エレベーターは1台設置。多目的便所は各階設置。2階には授乳室 ・ 国際教室や外国につながる児童・生徒の支援機能については、付け付け、児童・生徒が入学・転入学する際の事前の日本語指導・生 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ レクリエーション室が2階にあるため、ルピナスの子どもの活動内容によっては1階と2階を行き来する必要がある。 ・ エレベーターを利用して2階の支援諸室に行く場合は、人の集まる共用施設のゾーンを横切る必要がある。 	

本プランは諸室配置、利用方法等を検討するためのイメージであり、この案を確定するためのものではありません。

～ 子ども・若者・その家族が安心して過ごせる居場所 ～

B案



- 悩みを抱えた人が立ち寄れる地域の居場所として1階は共用の機能をまとめたパブリックスペース。
- 2階はプライバシーの求められる不登校支援や特別支援などを集約。

- ・ 来所者が利用できる交流スペース等のパブリックな空間を集約。
- ・ 教育相談諸室のうち、相談・事務部門を設置し、職員用の通用口を確保。ロビーに面して総合窓口を配し、相談室は北西側に集約して、プライバシーに配慮。
- ・ 南側にレクリエーション室と調理室を設置し、交流スペースやロビー、図書コーナーなどが緩やかにつながる空間。
- ・ レクリエーション室は、施設利用者が使用できる空間（ルピナスの子どもが優先）。児童・生徒の運動の他、保護者会や様々なイベントに活用。また調理室を隣接させ、不登校児童・生徒たちの家庭科学習、親子料理教室などにも活用。屋外にも交流スペース側にも開放し、一体的に利用できるような設えを計画。

- ・ 2階は、プライバシーの確保が求められる不登校・特別支援の支援諸室と通級指導の支援諸室を集約。
- ・ 中央はオープンスペースとし、南側の学習室と合わせて、様々な学習形態に対応した空間として計画。
- ・ 不登校・特別支援の学習室は間仕切りをフレキシブルにし、2室、3室の一体利用も可能。各室は屋外テラスに面しており、テラスに花壇を設けることも可能。ルピナスの児童・生徒が1階のレクリエーション室や、畑・花壇に移動する際は、東側の専用階段を使用することで、プライバシーを確保。施設と切り離して単独での入口が必要な場合は、専用階段の1階横に別途専用出入口を設置し対応可能。（エレベーターは兼用）
- ・ 教育相談諸室のうち、プライベートな更衣室や会議室などを設置。
- ・ 青少年・ひきこもり諸室は専用階段よりアクセスできるが、内部からもアクセス可能。キッチン・トイレは居場所スペース内部に設置。畳の小上がり等、居心地よい空間を演出。

も考えられる。

と幼児便所等がある親子室を設置。待合スペースは各階設置。

市庁舎において、外国につながるの子育て家庭からの相談を受

活指導を実施し、日本語指導の人員を学校に派遣することも行う。

- ・ 総合窓口や相談室のほか、ロビー、交流スペース等の共用施設が1階に集約されているため、多人数が集まりやすく、人目を気にする利用者が使いづらい懸念がある。
- ・ 不登校・特別支援の支援諸室と通級指導の支援諸室を2階に集約してプライバシーを確保しているため、施設利用者の中でも利用頻度が高い児童・生徒の方が施設内の移動の負担が大きくなる。

② B案のイメージ

(仮称)綾瀬市総合教育支援センターにおいてどのような活動が可能か、B案を基に見える化しました。

①



学習室は明るく落ち着きのある空間に

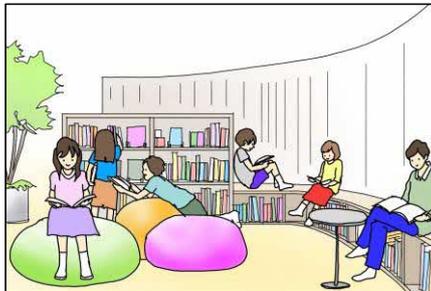


学習室や個別学習室は一室利用もできる
よう、可動間仕切り等で工夫

①-2

ルピナス専用の階段で1階のレクリエーション室や畑に直接アクセス

②



図書コーナーと交流スペースは悩みを抱えた人が気軽に立ち寄って過ごせる空間



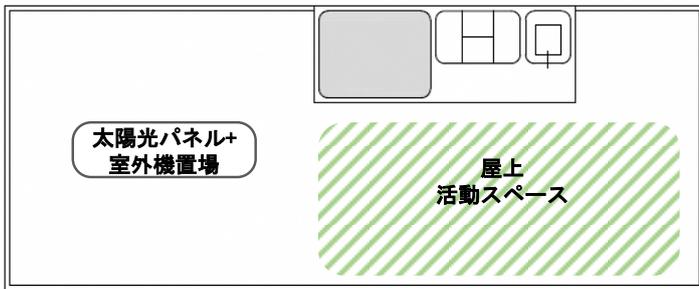
②



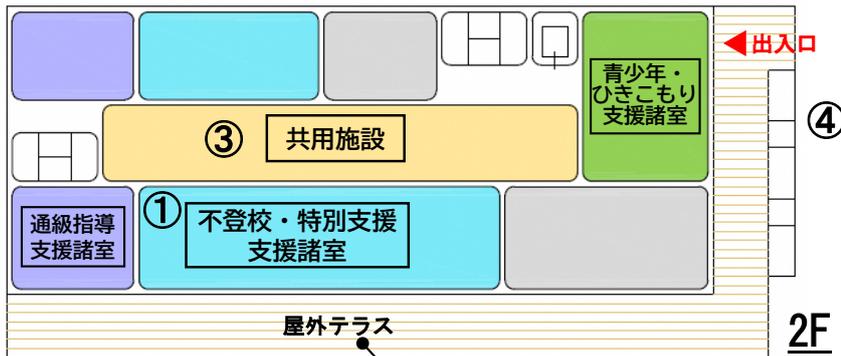
調理室では食文化を通じた地域交流や、
家庭科教室などを実施



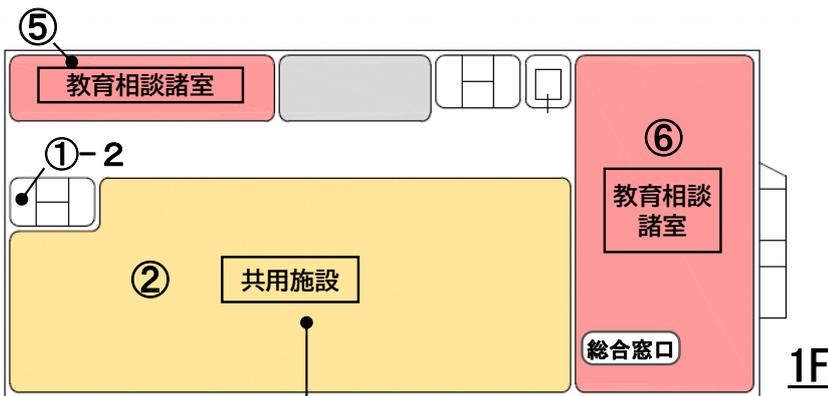
レクリエーション室は、交流スペースにも
屋外にも開放できる、多目的な空間



RF



学習室と連続した開放的な屋外テラス



1階にパブリックスペースを集約し、
悩みを抱えた人が気軽に利用できる施設に



③

オープンスペースは様々な学習形態に対応可能

プライベートな空間である、不登校・特別支援・通級指導の支援諸室は2階に集約

④



専用階段よりアクセスし、誰にも会わずに入退室できる

⑤



相談諸室は北西側に集約して、プライバシー確保

⑥



総合窓口はロビーに面して、わかりやすい位置に

(2) 管理運営プラン

①現状

現在は、機能別に相談・支援事業が実施されており、単独の施設である教育支援教室は個別に維持管理が行われていますが、施設を集約・複合化することで管理運営方法を見直し、効果的・効率的なサービスを提供できるよう検討します。

図表 現状の管理運営状況

		教育支援教室 (ルピナス)	就学相談窓口	青少年相談室	教育相談	国際教室
管理運営	相談・支援事業	相談・支援	就学相談	青少年相談	教育相談	語学指導
	維持管理業務	個別対応	庁舎にて対応			学校

②整備後

施設を集約・複合化を契機に、施設を一体的に管理・運営することで、効率化とサービスの向上を図ります。

また、施設内の各機能を取りまとめる統括マネジメント（事務全般、庁内調整、施設内利用調整、関係機関との連携のほか、総合窓口における相談受付、変化への対応、防災・発災時の対応等）の導入、維持管理の一体化・一括アウトソーシングを検討します。

図表 整備後の管理運営状況

		①不登校支援	②就学相談	③通級指導	④青少年・ひきこもり支援	⑤教育相談	⑥国際教室
施設整備		新施設・一体整備					
管理運営	統括マネジメント業務	事務全般、庁内調整、相談室など共用諸室の利用調整、関係機関との連携等					総合窓口
	相談・支援事業	不登校支援	就学相談	通級指導	相談・居場所	教育相談	相談・語学指導
	維持管理業務	維持管理業務の一体化・一括アウトソーシング					

※最初に総合窓口にて相談の種別（図表内①～⑥）を確認し、専門の相談員が相談を受ける。

(3) 概算コスト

モデルプランに対応する概算の総事業費は次のとおりです。

総事業費	約12.2億円
------	---------

※総事業費は、2018年6月入札の開成町新庁舎の工事費と延床面積から算出した平米単価を2023年9月に時点修正して想定延床面積1,433㎡に適用し、建物に約10.2億円を想定。さらに、土地に約1.6億円、外構等に約0.4億円を想定して加算。

※概算工事費には、建設時の工事ヤード、導入機能の移転に係る費用等は含んでいない。

5 今後に向けて

(1) スケジュール

建設候補地確定後、基本設計の策定に向けて着手します。

事業者選定を行い、設計・工事を経て、令和10年度の供用開始を目指します。

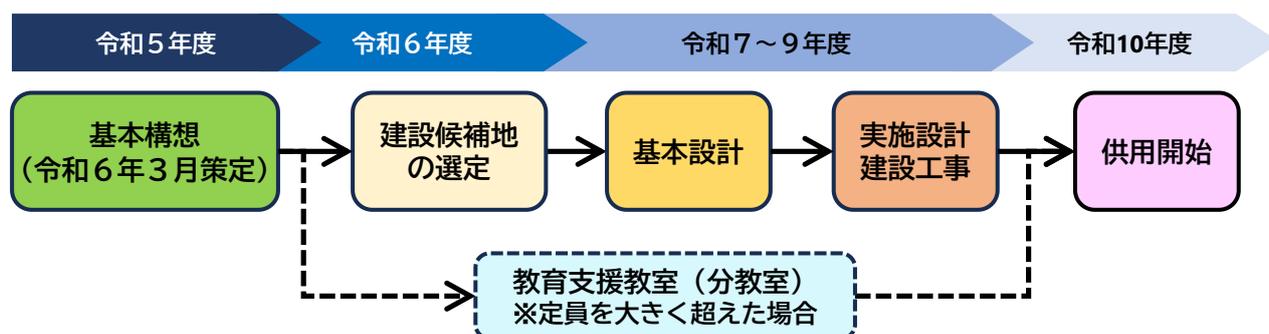
なお、各段階に応じた説明会を重ね、市民や関係者の意見を伺いながら、検討を進めていきます。

また、モデルプランよりも具体的に、「支援の拠点」としての必要諸室の数や規模、受付時間や休館日などの設定、支援事業・業務の明確化、共用部分の運営ルールなど、利用実態や将来変化に応じた適切な事業計画の詳細を検討していきます。

なお、(仮称)綾瀬市総合教育支援センターの供用開始までの間、教育支援教室の定員を大きく超えた場合、他の公共施設に分教室を設置することを検討します。

急増する不登校児童・生徒への対応等、支援体制の整備が緊急を要する課題であることから、可能な範囲で早期の供給開始を目指します。

図表 スケジュール



資 料

■（仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本構想検討委員会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、（仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本構想検討委員会の設置、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 増加傾向にある特別な配慮を必要とする児童・生徒や義務教育修了後の学校生活や学習に悩みを抱える子どもたちが抱える複雑化・多様化する課題への総合的な支援体制の基盤となる（仮称）綾瀬市総合教育支援センターの整備に関する検討を行うため、（仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本構想検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第3条 検討委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) （仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本構想の策定に関すること。
- (2) その他（仮称）綾瀬市総合教育支援センターの整備に必要な事項

（組織）

第4条 検討委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 教育部長
- (3) 健康こども部長
- (4) 福祉部長
- (5) 教育総務課長
- (6) 学校教育課長
- (7) 教育指導課長
- (8) 教育研究所長
- (9) こども未来課長
- (10) 福祉総務課長
- (11) 綾瀬市立小学校長及び中学校長の代表者 各1名
- (12) 綾瀬市教育支援教室専任教諭

（任期）

第5条 検討委員会の委員の任期は、（仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本構想の策定をもって満了する。

（委員長）

第6条 検討委員会に委員長を置き、教育長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育部教育研究所において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の組織、運営等に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月29日から施行する。

■（仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本構想検討委員会委員名簿

氏 名	役職
袴田 毅	教育長
長谷川 裕司	教育部長
峯山 哲夫	健康こども部長
比留川 龍	福祉部長
佐藤 三浩	教育総務課長
堺 千津子	学校教育課長
渡邊 倫康	教育指導課長
生駒 美穂	教育研究所長
今井 美智代	こども未来課長
佐藤 昭浩	福祉総務課長
中村 真由美	寺尾小学校長
大城 美恵	城山中学校長
井上 学子	教育支援教室専任教諭

アドバイザー

伊積 秀人	県央教育事務所 指導課長
西川 尚子	市教育相談員（心理職）

事務局

小菅 裕也	教育研究所
高橋 結	
江頭 景子	教育指導課
関口 進一	こども未来課

■（仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本構想検討委員会審議経過

	開催日	主な審議事項
第1回	令和5年5月30日（火）	<ul style="list-style-type: none"> （1）（仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本構想策定事業の概要 （2）教育支援教室（ルピナス）の現状と課題 （3）不登校児童・生徒等の支援及び青少年支援における現状と課題
第2回	令和5年7月31日（月）	<ul style="list-style-type: none"> （1）各導入機能候補の実態把握及び課題認識 （2）他市における教育支援センターの事例 （3）（仮称）綾瀬市総合教育支援センターの用地取得と施設整備検討の経緯
第3回	令和5年8月30日（水）	<ul style="list-style-type: none"> （1）支援を必要とする児童・生徒等の将来推計 （2）（仮称）綾瀬市総合教育支援センターの支援施策と機能構成（案）
第4回	令和5年10月6日（金）	<ul style="list-style-type: none"> （1）（仮称）綾瀬市総合教育支援センターの計画案 （2）（仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本構想目次（案）
第5回	令和5年11月10日（金）	<ul style="list-style-type: none"> （1）（仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本構想（素案）について
第6回	令和6年2月21日（水）	関係機関素案意見結果報告、最終案検討・決定